

多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画

～人と環境にやさしい 真の田園都市 高松を目指して～

平成 25(2013)年 2 月 策定

平成 30(2018)年 4 月 改定

令和 7(2025)年 6 月 改定

高 松 市

はじめに

本市では、平成 16 年 5 月に市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きを廃止したことにより、市街地が郊外へ拡大・低密度化しており、このまま人口減少・少子超高齢化が進みますと、スーパーや銀行などの撤退・縮小等による市民の生活利便性の低下や、財政硬直化による行政サービス水準の低下など、自治体運営に関わる様々な問題の発生が懸念されますことから、平成 20 年に策定しました「高松市都市計画マスタープラン」において、従来の拡散型のまちづくりから転換し、集約型の「多核連携型コンパクト・エコシティ」を目指すべき都市構造として掲げ、その実現に向けた、総合的な視点でのまちづくりの指針として「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を平成 25 年 5 月に策定し、これまで種々の施策に取り組んできたところです。



このような中、平成 26 年 8 月に、都市再生特別措置法が改正され、市町村が、住居や都市機能増進施設の立地の適正化など、実施レベルの具体的な施策を定める立地適正化計画制度が創設されました。同制度は、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者を始めとする住民が、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるコンパクトなまちづくりの促進を目指すもので、本市が取り組んでいる「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現の後押しとなるものです。このことを踏まえ、本市では、将来にわたり、都市の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の都市機能を確保し、市民が安心して暮らし続けられるよう、公共交通と連携した集約型のまちづくり、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を基本とする、「高松市立地適正化計画」を平成 30 年 3 月に策定いたしました。

その後、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応すべく、「都市計画マスタープラン」の改定（令和 7 年 6 月）や「立地適正化計画」の改定（7 年 6 月）をいたしました。

こうした局面に対応しつつ、市民の皆様と、本市の目指すコンパクトで持続可能なまちづくりの理念や必要性を常に共有し、御理解と御協力をいただきながら、さらに展開すべく、この度、「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を改定いたしました。

今後、実効性のある誘導施策・事業を推進し、市街地の更なる拡大の抑制と都市機能の集約化を図るとともに、人と環境にやさしい、真の田園都市高松を目指して、コンパクトで持続可能なまちづくりに積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

最後に、本計画の改定に当たり、多大な御尽力を賜りました高松市コンパクト・エコシティ推進懇談会の委員の皆様を始め、パブリックコメントにおいて、貴重な御意見・御提言をいただいた多くの市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和 7 年 6 月

高松市長 大西 秀人



目 次

1. 目的	…	1 P
1.1 改定の目的		
1.2 計画の位置付けとその役割		
2. 計画策定及び改定の背景	…	4 P
2.1 計画策定(平成 25 年 2 月)の背景		
2.2 計画改定の背景		
2.3 計画策定及び改定の流れ		
3. コンパクト・エコシティの推進に関する現況と課題	…	10 P
3.1 現況と課題		
3.2 課題解決のためのまちづくりの方針		
4. 目指す将来都市構造	…	12 P
5. 区域区分とまちづくりの基本方針	…	15 P
5.1 区域区分設定の考え方		
5.2 区域区分とまちづくりの基本方針		
5.3 各区域の考え方		
6. 施策の体系	…	21 P
7. 施策に基づく取り組むべき内容	…	22 P
8. 実現に向けて	…	25 P
8.1 コンパクト・エコシティ推進事業		
8.2 評価指標と目標値		
8.3 コンパクト・エコシティの実現に向けた段階的展開		
8.4 コンパクト・エコシティ推進に向けた実施体制		
8.5 コンパクト・エコシティ推進体制		
8.6 まちづくりの施策		
附属資料	…	46 P
・市民意識調査の結果概要		
・説明会のまとめ		
・用語解説		





1. 目的

1.1 改定の目的

本市では、将来的な人口減少、少子・超高齢社会を見据え、低密度で拡散型の都市構造から転換するためのビジョンとして、平成 20 年に策定した高松市都市計画マスタープランを踏まえ、25 年 2 月に多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画(以下、「推進計画」という。)を策定し、集約拠点への都市機能の集積や市街地の拡大抑制によるコンパクトで持続可能な「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に向け取り組んでいるところです。

その後、人口減少、少子・超高齢社会が現実のものとなる中、本市の上位計画である第 6 次高松市総合計画の策定を始め、国の土地利用や公共交通に関する法制度化などを踏まえた、高松市地域公共交通網形成計画の策定や高松市都市計画マスタープランの改定、さらには「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を後押しする高松市立地適正化計画の策定など、現行計画を取り巻く状況が大きく変化しています。

このため、推進計画の内容を見直し、これら計画等との整合と連携を図るとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの考えの下、本市にふさわしい公共交通を基軸とした集約型都市の構築に向けた効果的な施策・事業を着実に推進するため、30 年 4 月に本計画の改定を行いました。

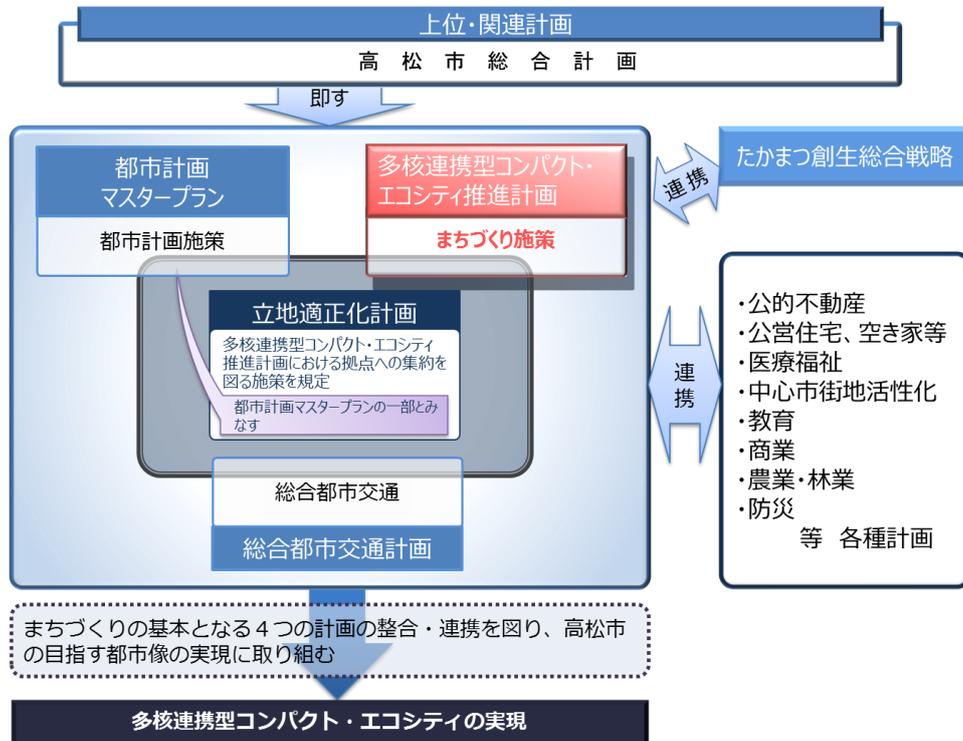
また、令和 6 年 6 月及び 7 年 6 月の高松市都市計画マスタープランの部分改定、7 年 6 月の高松市立地適正化計画の部分改定を踏まえ、本計画の部分改定を行いました。



1.2 計画の位置付けとその役割

(1) 計画の位置付け

推進計画は、第7次高松市総合計画に基づき、まちづくりの基本となる他の3つの計画と一体となって、本市の目指す将来都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に取り組むものであり、市域全域におけるまちづくり施策及び実施事業を取りまとめたものです。



高松市総合計画とは

高松市総合計画は、高松市自治基本条例第25条の規定により策定するもので、本市における総合的かつ計画的なまちづくりや市政運営の根幹を成す計画です。

本市では昭和48年に高松市総合計画を策定して以来、6次にわたる改定を経て、令和6年度からは、13年度を目標年次とする第7次高松市総合計画を策定しています。

高松市都市計画マスタープランとは

高松市都市計画マスタープランは、上位計画である高松市総合計画などを踏まえ、都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備の在り方などを明確にし、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すものであり、平成20年12月に策定されました。その後、情勢変化に伴い、平成29年8月、令和6年6月及び7年6月に部分改定しています。



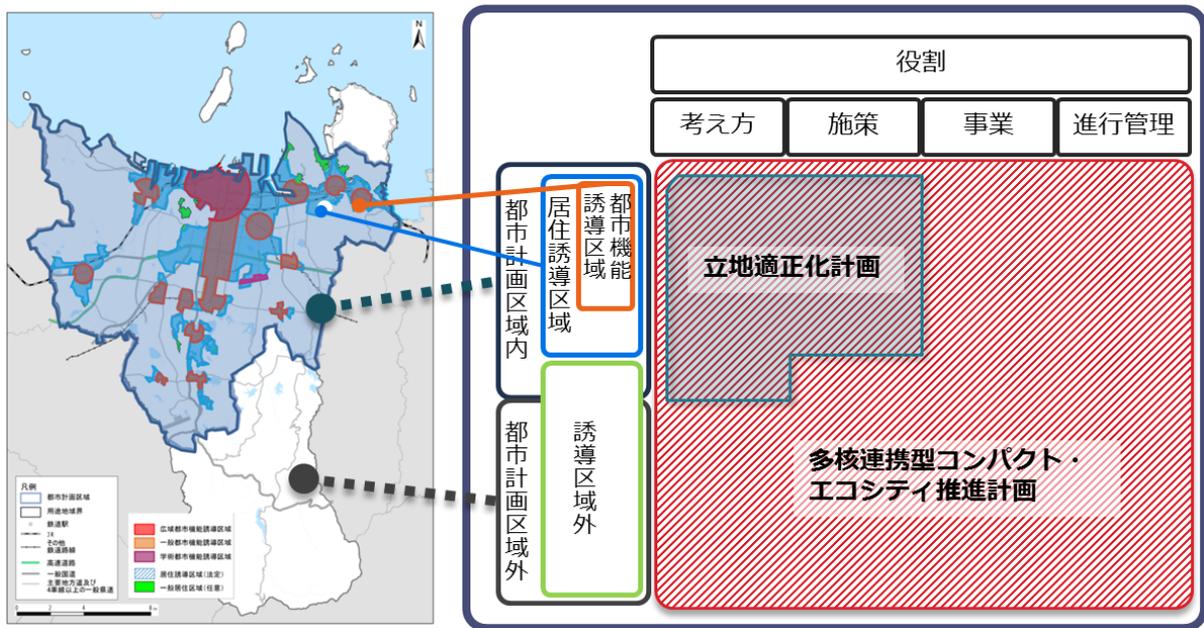
高松市立地適正化計画とは

高松市立地適正化計画は、誘導区域への都市機能の集積と居住の誘導を図り、公共交通で拠点間等を円滑に移動できるコンパクトで持続可能なまちづくりとして、本市の目指す将来都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を後押しするもので、「コンパクト・プラス・ネットワークで繋がる ひと 地域 未来」をまちづくりの理念に掲げ、平成30年3月に策定、平成31年3月、令和2年7月及び令和7年6月に改定しています。

(2) 計画の役割

立地適正化計画の対象区域は都市計画区域としている一方、推進計画では対象区域を市域全域とします。

推進計画においては、立地適正化計画に掲げる施策も含め、市域全域におけるまちづくり施策及び事業を取りまとめ、評価指標等による進行管理を実施することにより、目指す将来都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を図ります。



(3) 計画期間（目標年次）

推進計画の計画期間は、高松市都市計画マスタープラン及び高松市立地適正化計画の目標年次に合わせて、平成30(2018)年から令和10年(2028)年までとします。

ただし、コンパクトで持続可能なまちづくりの実現には長い時間を要するため、30年、50年後の本市の将来を見据えた計画とします。



2. 計画策定及び改定の背景

2.1 計画策定（平成 25 年 2 月）の背景

(1) 市域及び都市計画区域の変遷

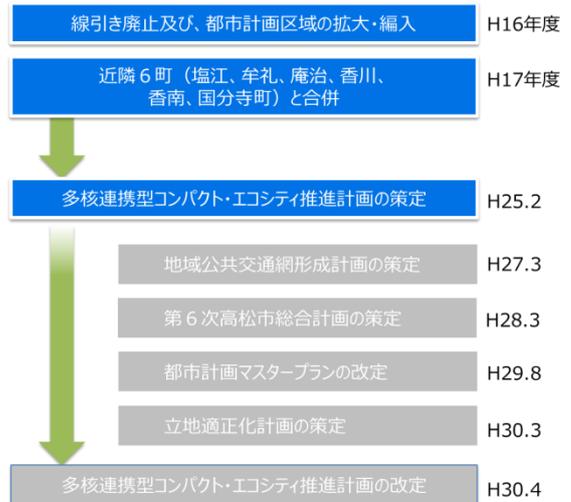
平成 12 年の都市計画法の改正に伴い、16 年に線引き（市街化区域と市街化調整区域に区分する制度）廃止及び都市計画区域を拡大・編入しました。

また、平成 17 年度に近隣 6 町（塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町）と合併しました。

(2) 低密度な市街地の形成

線引き制度の廃止後、旧市街化調整区域への居住・商業施設等の立地が顕著となり、田園地帯での無秩序な宅地化が進んでいます。

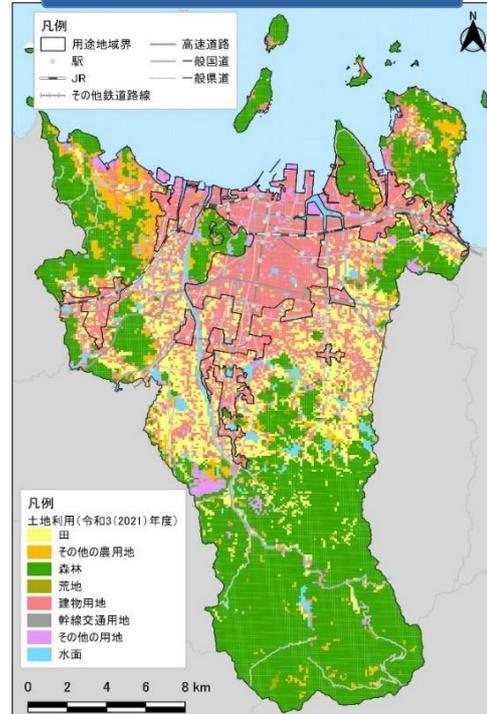
こうした低密度で拡散型の市街地が広がることは、自動車への依存による環境負荷の増加や中心市街地の空洞化を始め、今後の人口減少、少子・超高齢化の進展も相まって、地域全体としての魅力や活力が低下していくことが懸念されます。



【 市町村合併状況図 】



【土地利用の状況（令和 3 年）】



出典：国土数値情報（土地利用細分メッシュデータ）

(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-2021.html>) を加工して作成



(3) 都市計画制度の見直しと推進計画の策定

前述のとおり、市域及び都市計画区域が変遷したことや低密度な市街地が形成されたことから、拠点外への都市機能の拡散に歯止めをかけ、田園環境を保全し、様々な都市機能が集約拠点到コンパクトに集積し、誰もが暮らしやすい持続可能なまちを目指して、拠点外の土地利用規制の見直しを柱とする都市計画制度を、平成 23 年 12 月 1 日から施行しています。

これらを踏まえ、平成 25 年 2 月に「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を策定しました。

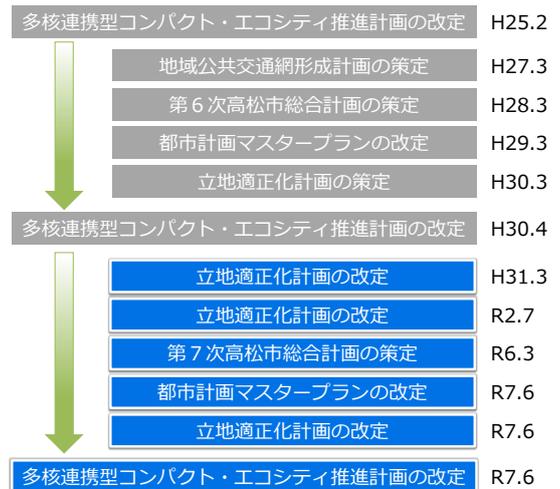
2.2 計画改定の背景

(1) 高松市地域公共交通網形成計画の策定

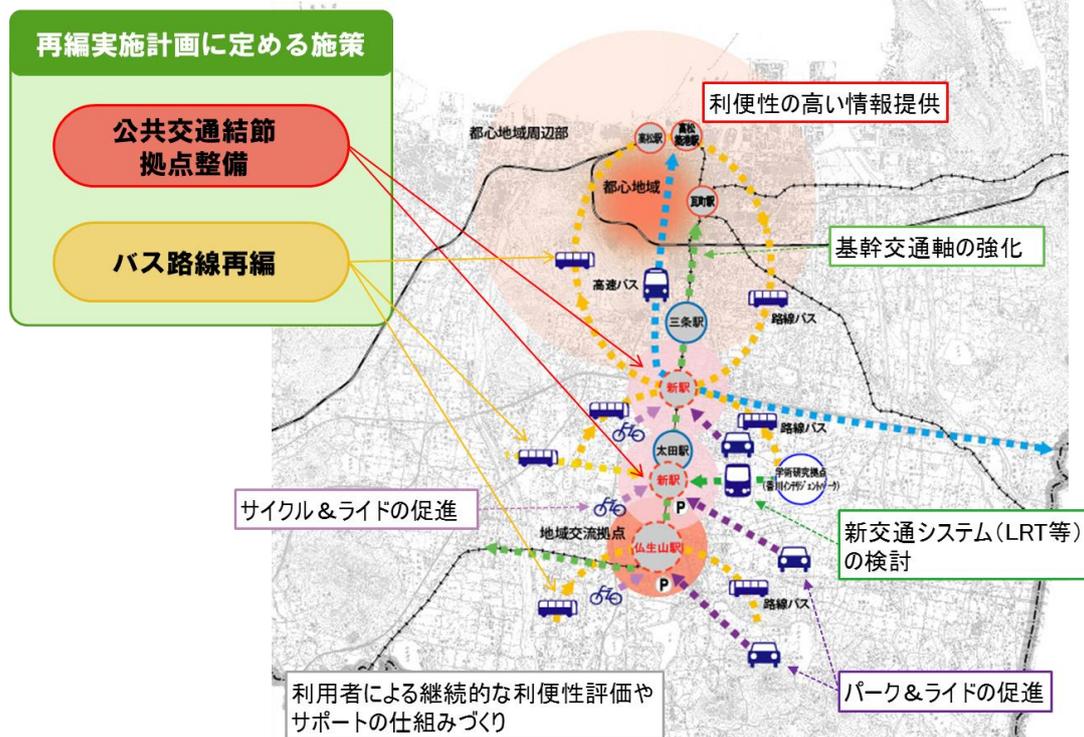
平成 26 年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、高松市地域公共交通網形成計画を策定し、31 年 3 月に改定、令和 3 年 9 月、6 年 6 月に高松市地域交通計画として改定しました。

本格的な人口減少社会において、地域社会を維持し活力あるものとするため、コンパクトで公共交通を基軸としたまちづくりを推進することを目的としています。

推進計画の見直しに当たっては、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づくまちづくりの視点を盛り込む必要があります。



【高松市地域公共交通利便増進実施計画】

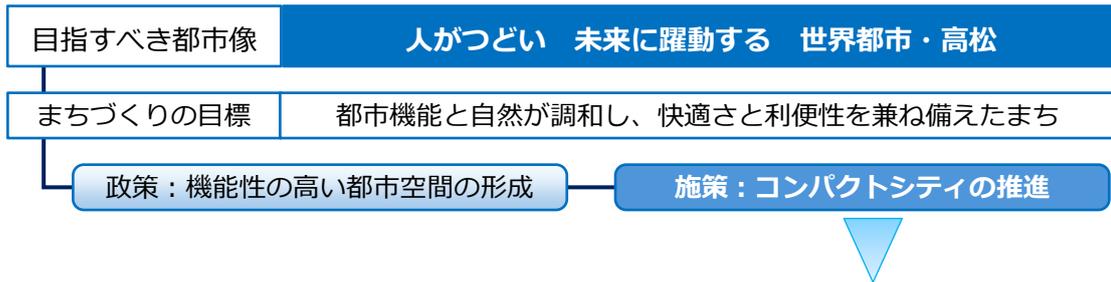




(2) 第7次高松市総合計画の策定

第7次高松市総合計画においては、人口動向やライフスタイルの多様化に伴う居住地・ニーズの変化、土地利用の動向、それぞれの集約拠点の機能・役割分担などを踏まえて、機動的で柔軟な土地利用の規制、誘導策の検討・実施、都市機能の集約を推進し、コンパクトなまちづくりを実現することとしています。

【第7次高松市総合計画施策体系における位置付け】



1) 計画的な土地利用の推進

将来を見据えた持続可能なまちづくりを推進するため、ライフスタイルや社会情勢の変化等に対処し、機動的で柔軟な土地利用による効率的な都市活動の推進、自然環境の保全、特色ある街並みの形成に取り組みます。

また、都市開発、維持管理の効率化や新サービス、新産業の創出を図るため、行政が保有する都市計画や道路等のインフラデータ、事業者が保有する様々なデータのデジタル化・オープンデータ化を推進します。

2) 都市機能の充実と集積促進

コンパクトで持続可能なまちを形成するため、都市機能誘導区域に、医療・福祉・商業等の都市機能の充実・集積に取り組みます。

また、効率的かつ効果的に医療・福祉・教育等の公共サービスを提供することができるよう、民間の資金や経営・技術に関するノウハウを活用する、PPP/PFI手法を取り入れるなど、官民連携によるまちづくりに取り組みます。



(3) 高松市都市計画マスタープランの改定

都市計画マスタープランは都市計画の基本的な方針を示すものであり、平成 20 年の策定以降、第 6 次高松市総合計画の策定を始め、立地適正化計画や地域公共交通網形成計画の制度化等の情勢変化に対応しつつ、本市の目指す魅力的な都市づくりを展開すべく、29 年 8 月に改定しました。

改定の中では、土地利用の基本方針として、多様な都市機能の集積立地や生活サービス機能の維持・確保を図ることや、中央連携軸の設定や公共交通軸にバス路線再編の方向性を追加するなど、コンパクト・プラス・ネットワークの構築に向けた取組を推進することとしています。

なお、令和 6 年 3 月に「第 7 次高松市総合計画」が策定されたことを踏まえ、6 年 6 月に全体構想及び地域別構想のうち都心地域の改定を行い、7 年 6 月に地域別構想の都心地域以外（中部東地域外 6 地域）の改定を行いました。

(4) 高松市立地適正化計画の策定

平成 26 年の都市再生特別措置法の改正により、都市全体の観点から居住機能や都市機能（医療・福祉・商業等）の立地の適正化を図る制度が創設されたことに伴い、本市においては 30 年 3 月に高松市立地適正化計画を策定しました。

立地適正化計画は、都市計画区域内を対象とするもので、誘導区域内におけるまちづくりの方向性を示しています。

このため、推進計画においても、立地適正化計画におけるまちづくりの基本的な考え方と整合を図るため、見直しを行う必要が生じました。

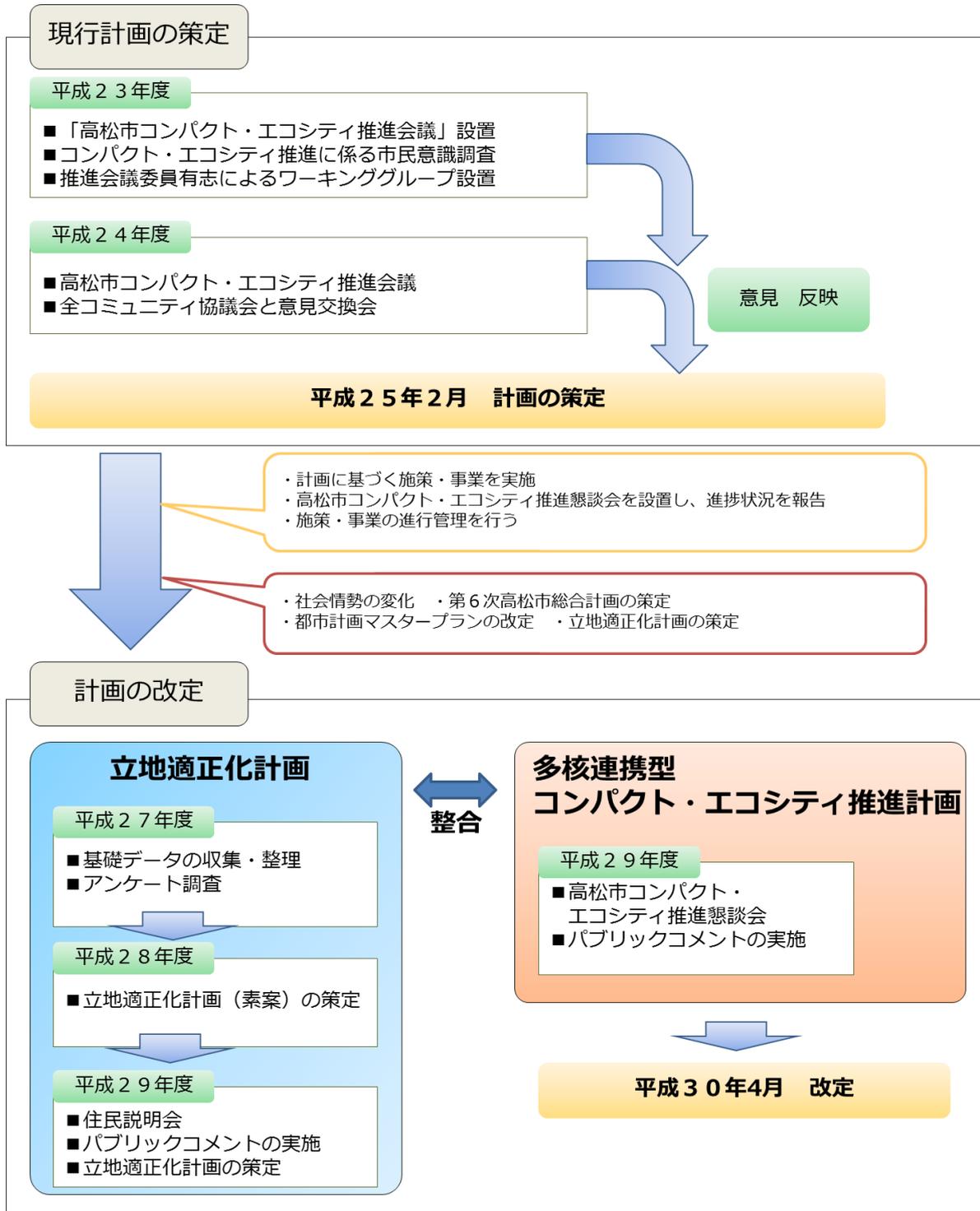
なお、推進計画では、誘導区域外を含む市域全域におけるまちづくりの方向性や具体的な施策・事業について掲載することとします。

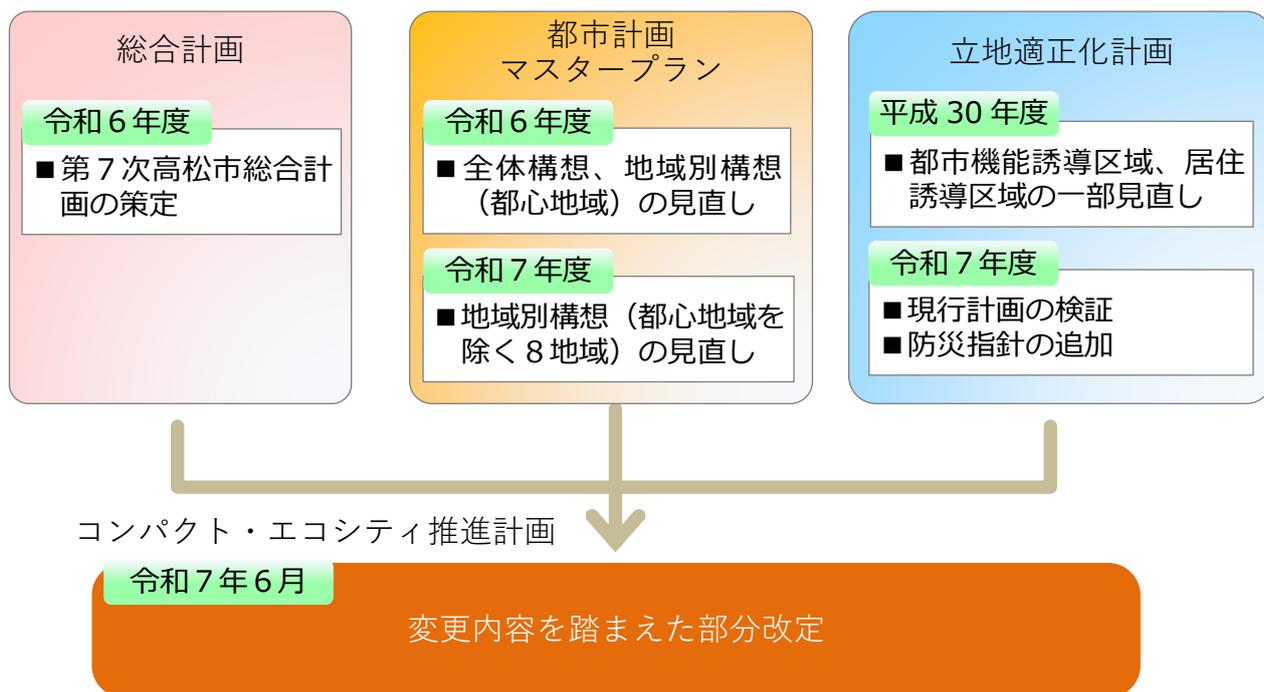
立地適正化計画においては、平成 30 年 3 月の策定後、31 年 3 月、令和 2 年 7 月に都市機能誘導区域、居住誘導区域の一部を見直しており、また、2 年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に防災指針を記載することが必要となったことから、7 年 6 月に「高松市立地適正化計画」の部分改定を行いました。

これらの計画の見直しにあたっては、社会情勢の変化を踏まえて内容を更新していることから、本計画においても、上記の計画に関わる部分について、部分改定することとしました。



2.3 計画策定及び改定の流れ







3. コンパクト・エコシティの推進に関する現況と課題

3.1 現況と課題

コンパクト・エコシティの推進に関する現況と課題については、高松市立地適正化計画において示している、市域全域における人口データ分析結果や土地利用の動向、公共交通網の状況及びそこから導かれる課題を踏襲し、推進計画における本市の現況と課題として位置付けます。

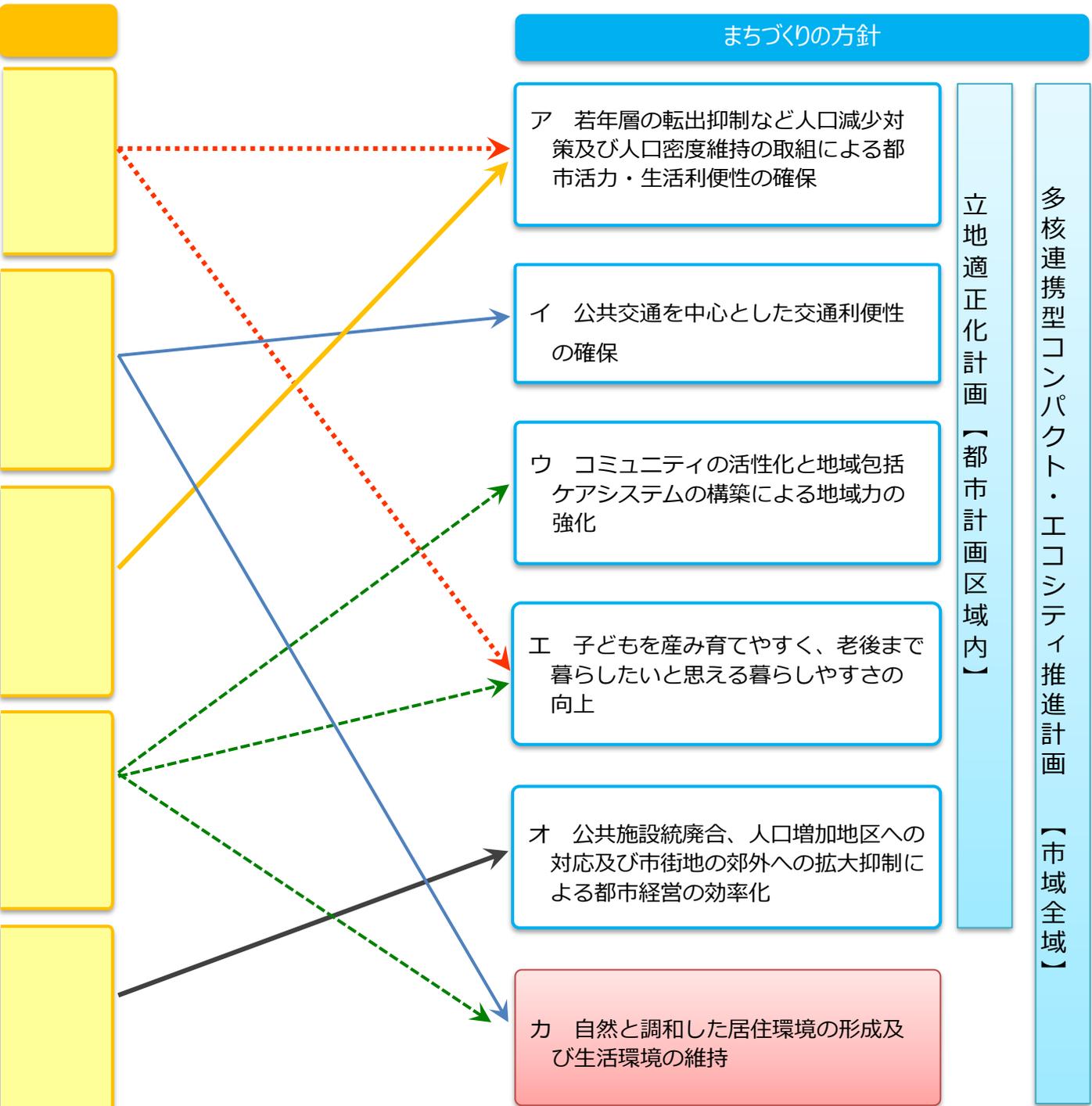
	現状と将来見通し	本市の課題
人口	<ul style="list-style-type: none"> ●人口は平成 27 年まで増加し、その後は減少 ●高齢化率が上昇する一方で、生産年齢人口は減少 ●D I D 区域は面積拡大、人口増加ながら、人口密度は低下傾向 ●用途地域縁辺で人口増加、その主要因は市内近隣からの転居 ●市外転入者は、ことでん琴平線沿線を中心に多い 	①市民の生活利便性の維持・確保 <ul style="list-style-type: none"> ●人口密度の維持による医療・商業等の生活サービス機能の維持、確保 
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ●用途地域縁辺部で、田、その他の農用地が減少し、建物用地に転換 ●開発許可、建築確認、農地転用は、用途地域外で顕著 ●立地適正化計画の届出戸数は令和 3 年まで減少、その後は増加 ●市街地の拡大・低密度化、特に、道路・下水道等都市基盤が脆弱な用途地域縁辺部で人口増加 ●空き家は、中心市街地及び用途地域内に多く分布し、今後も増加する見込み 	②公共交通の維持・充実 <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者等の公共交通等移動手段の確保 ●居住や生活サービス機能と連携した公共交通ネットワークの構築 
立地	<ul style="list-style-type: none"> ●医療施設、商業施設、幼稚園・保育所、郵便局・銀行は、施設によって一部疎となるものもあるが、ほぼ市域全域をカバー ●人口減少等によりこれらの生活利便施設の撤退、サービス低下が危惧 	③都市活力の維持・向上 <ul style="list-style-type: none"> ●中心市街地や各地域の中心地における都市機能の集積 ●人口減少対策として居住の誘導 ●空き家対策の推進 
交通	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通利用者はコロナ禍後に回復傾向 ●鉄道、バスの分担率は増加 ●鉄道、バスとも市の中心部を中心に放射状に運行 ●人口減少等により公共交通の維持、確保が困難となるおそれ 	④地域の暮らしやすさの向上 <ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティの再生と強化 ●地域包括ケアの構築 ●防災、減災対策の推進 
災害	<ul style="list-style-type: none"> ●急傾斜地崩壊危険箇所及び浸水想定区域等が市街地に分布 ●浸水対策については、堤防等の港湾施設や下水道施設等の整備・維持保全、市民への意識啓発に取り組み、安全を確保 	⑤都市経営の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等の統廃合・長寿命化、既存ストックの活用などによる財政負担の軽減 ●市街地の郊外への拡大抑制 
財政	<ul style="list-style-type: none"> ●社会保障費の増嵩、公共施設修繕・再整備費が大幅増加見込み ●生産年齢人口減少に伴う市税収入低下、厳しい財政状況継続 	

【引用：高松市立地適正化計画】



3.2 課題解決のためのまちづくりの方針

「3.1 現況と課題」で整理した課題に対応するため、交通・医療・福祉、子育て、商業、防災、コミュニティなど広い視点に立ち、高松市立地適正化計画で定めたア～オのまちづくりの方針に、「カ 自然と調和した居住環境の形成及び生活環境の維持」を加え、推進計画のまちづくりの方針とします。



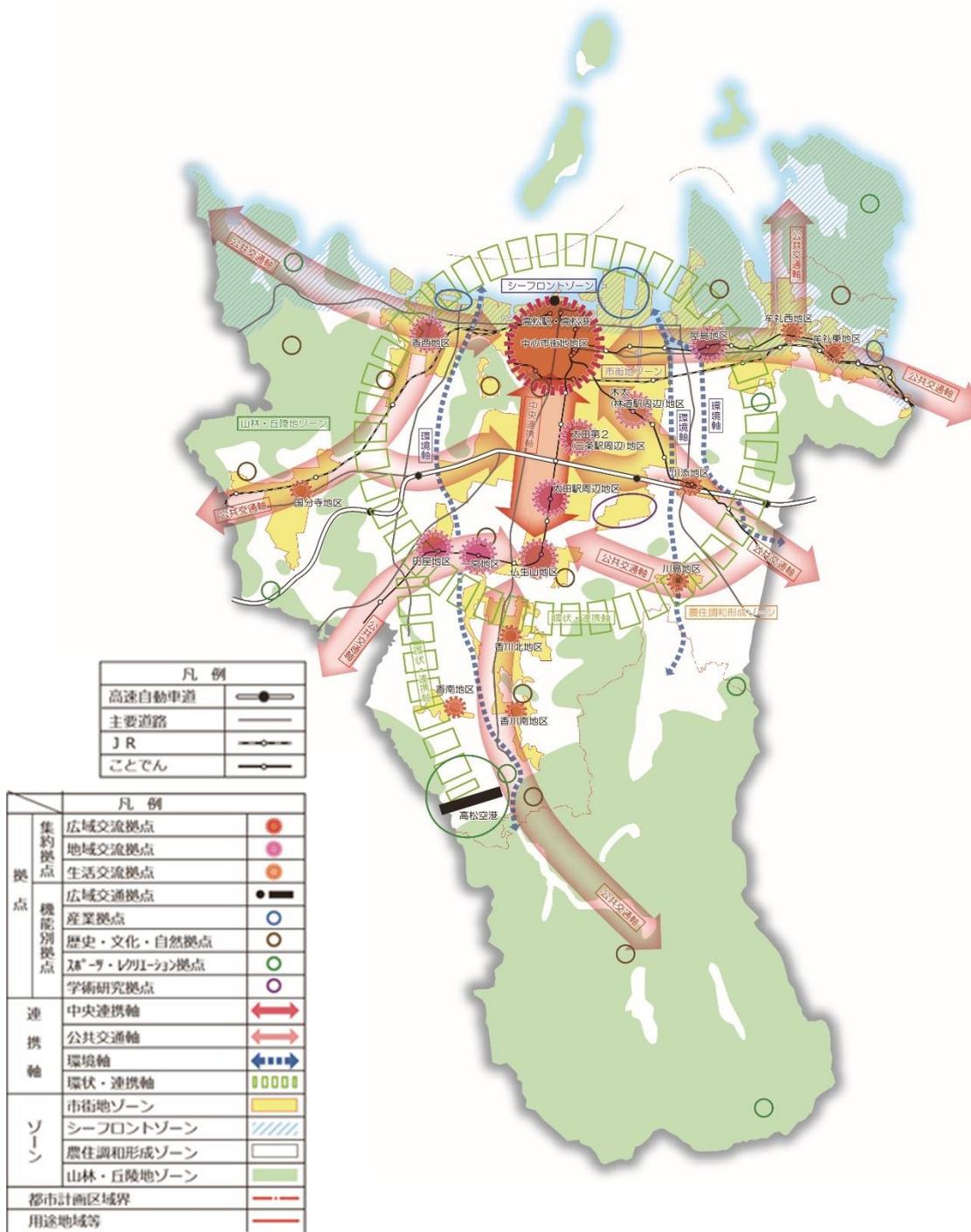


4. 目指す将来都市構造

本市では、高松市都市計画マスタープランで、目指す将来都市構造を「多核連携型コンパクト・エコシティ」としています。

目指す将来都市構造 = 多核連携型コンパクト・エコシティ

集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境配慮型交通システムを併せ持つ持続可能な環境共生都市「多核連携型コンパクト・エコシティ」を目指します。





本市では、「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に向けて、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、地域の活力を維持するとともに、高齢者が安心して暮らせるよう、コンパクト・プラス・ネットワークの考えの下、公共交通と連携して、持続可能なまちづくりを進めています。

将来の人口動向等を見据え、効率的・持続的なサービスの提供のために、公共交通ネットワークの再構築が必要で、そのイメージは下記のとおりです。

【公共交通ネットワーク再構築のイメージ】



持続可能な公共交通ネットワークとは、本市の強みである鉄道を基軸として、バス路線をアクセスさせるものであり、現在、鉄道と幹線道路の交差部に、新たな交通結節拠点として鉄道新駅を整備するとともに、再編したバス路線を繋ぐ事業を進めています。

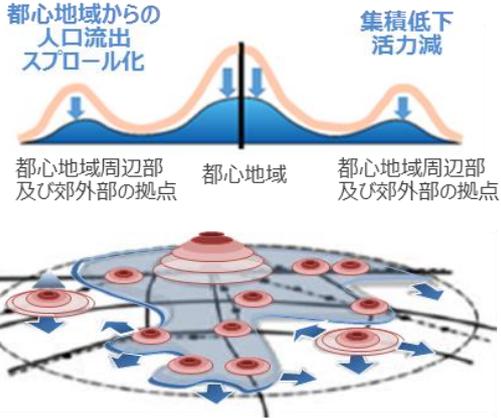
公共交通の維持・充実は、多くの自治体に課せられた課題であり、本市の鉄道を基軸とした公共交通ネットワークの再構築に向けた総合的な取組は、持続可能なまちづくりに繋がると考えています。



【参考】コンパクトで持続可能なまちのイメージ

低密度な拡散型の都市構造

都心や郊外部の拠点の密度の低下により都市機能がうすく広がったまちが形成



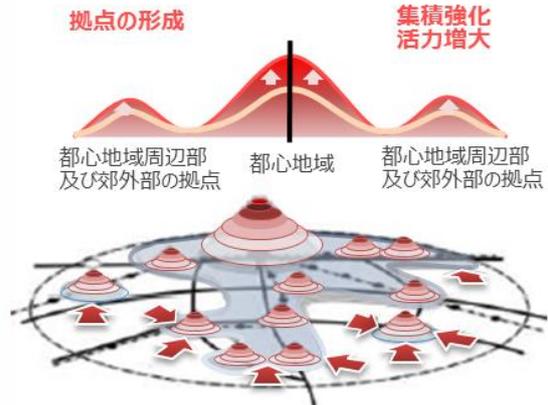
低密度で人口減少が進んだまちで想定される課題

- このまま人口減少が進むと**
空き地や空き家が増える
- このまま人口減少が進むと**
公共交通の利用者が減り、サービスが低下する
- このまま人口減少が進むと**
商店街の利用者が減り、店舗が縮小・撤退、まちの活気が失われる
- このまま人口減少が進むと**
税収が減り、市の財政状況が悪化する

郊外への人口流出、スプロール化の進行、さらには自動車交通への依存による公共交通機関の弱体化が散見されるなど「うすく広がったまち」は、生活水準・魅力が低下し、まちから人や企業が離れ、結果的に衰退していく可能性があります。

集約型の都市構造

集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトで持続可能なまち



持続可能な集約構造のまちのイメージ

- 持続可能なまちでは**
商店街では、多くの人が歩き、活気にあふれる
- 持続可能なまちでは**
公共交通の利用者が増え、サービスが向上する
- 持続可能なまちでは**
子育て世代や高齢者が元気にまちに出て活動する
- 持続可能なまちでは**
行政サービスの集約・再編等により都市経営が効率化する

「コンパクトで持続可能なまち」は、効率的な投資によるまちづくりが展開でき、高齢者を含めた多くの人々が活動しやすく、人や企業が集まる、魅力あるまちが形成されるとともに、市民の地域愛着や公共性の醸成が期待できます。



5. 区域区分とまちづくりの基本方針

5.1 区域区分設定の考え方

高松市都市計画マスタープランでは、「多核連携型コンパクト・エコシティ」を目指す将来都市構造と位置付けていることから、都市計画区域内において用途地域が指定され、市街地を形成している地域を集約拠点と位置付けています。

【都市計画マスタープランにおける集約拠点】

集約拠点	拠点の地区名
広域交流拠点	・ 中心市街地地区
地域交流拠点	・ 木太（林道駅）地区 ・ 太田第2（三条駅周辺）地区 ・ 太田駅周辺地区 ・ 仏生山地区 ・ 一宮地区 ・ 円座地区 ・ 屋島地区 ・ 香西地区
生活交流拠点	・ 牟礼東地区 ・ 牟礼西地区 ・ 川添地区 ・ 川島地区 ・ 国分寺地区 ・ 香川南地区 ・ 香川北地区 ・ 香南地区

立地適正化計画においては、都市計画マスタープランに示される集約拠点において、都市の活力を支える「都市機能誘導区域」を設定し、都市機能の誘導を図ることとしており、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性を備えたものから、居住に近い地域で利便性の高いサービスを受けるための身近な都市機能まで、地域の特性に応じて設定しています。

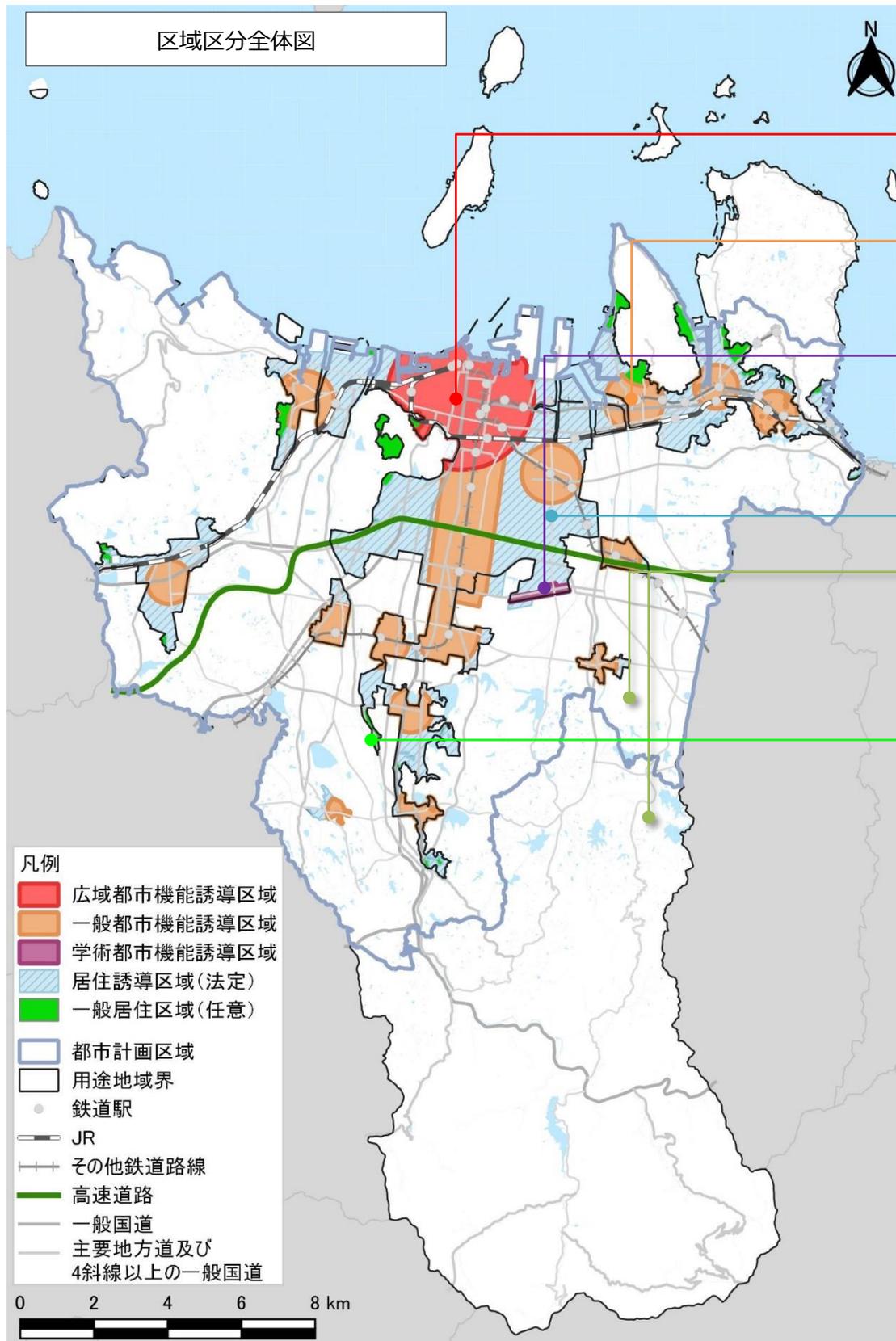
また、現在一定以上の人口集積があり、今後も増加が見込まれる区域、既に道路や公園、下水道の都市基盤が整備されている区域、生活サービス機能の集積があり、公共交通ネットワークの利便性が高い区域を「居住誘導区域」として設定し、居住の誘導を図ります。

上記2つの区域以外にも、旧合併町の拠点となっていた集落等が点在し、市民の生活や農業等が営まれ、地域の文化・歴史が育まれている区域があります。

これらの区域では、地域の特性を生かし、自然と調和した、将来にわたっても住み続けられるまちを目指し、集約拠点等との公共交通等のネットワークを構築することで誘導区域内外での連携や関係性を深め、市域全体として持続可能なまちづくりを進めるものとします。

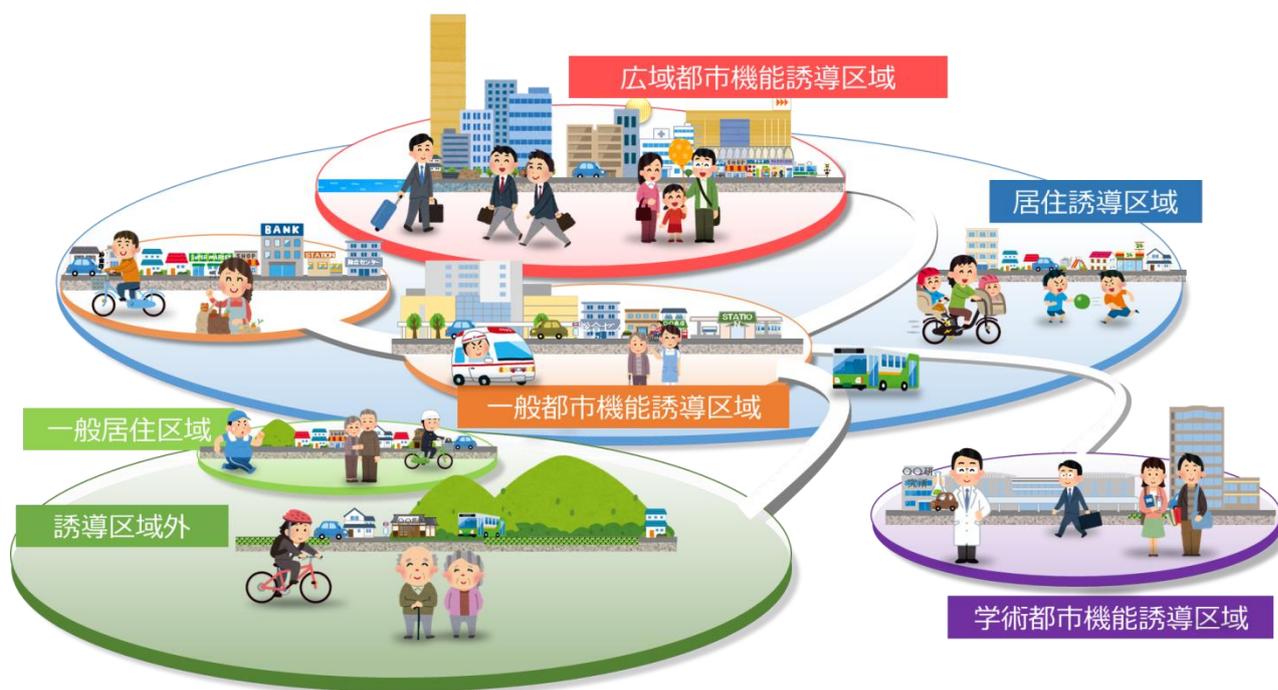


5.2 区域区分とまちづくりの基本方針





区域設定		まちづくりの基本方針	拠点区分
都市機能誘導区域	広域都市機能誘導区域	環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性の強化と都市の魅力の向上に向け、広域的な役割をもった都市機能の維持・誘導を図ります。	広域交流拠点
	一般都市機能誘導区域	居住に近い地域で利便性の高いサービスを受けられるよう、日常生活に係る身近な都市機能の維持・誘導を図ります。	地域交流拠点 生活交流拠点
	学術都市機能誘導区域	研究開発や新規産業創出の拠点として、学術・研究等の都市機能の維持・誘導を図ります。	学術研究拠点
居住誘導区域	居住誘導区域	人口密度の維持による医療・商業等の生活サービス機能の維持、確保を通じ、暮らしやすさの向上を図ります。	—
誘導区域外	一般居住区域	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ等の自主自立的な活動等に支えられ、恵まれた自然と調和した、地域の豊かさを感じられるまちを目指します。 ・公共交通や幹線道路等の生活を支えるインフラを確保し、将来にわたり住み続けられる生活環境を維持します。 	—





5.3 各区域の考え方

「5.2 区域区分とまちづくりの基本方針」で示したまちづくりの基本方針に基づき、各区域の考え方を下記のように定めます。

(1) 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。

これらの都市機能は、民間による生活サービス施設の立地を中心に形成されることから、都市機能を誘導する区域を事前に明示するとともに、誘導施策を展開することで、民間の事業者や住民を中心拠点や生活拠点に緩やかに誘導し、持続可能なまちを目指すものです。

■ 広域都市機能誘導区域

中心市街地を環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性の強化と都市の魅力の向上に向け、都市機能の集積を図ります。

併せて、都心での居住や定住へ向けた日常生活に係る身近な都市機能の維持・誘導を図ります。

設定する区域は、都市計画マスタープランに示される広域交流拠点を広域都市機能誘導区域とします。



■ 一般都市機能誘導区域

居住地に近い地域で利便性の高いサービスを受けられるよう、日常生活に係る身近な都市機能の維持・誘導を図ります。



また、中心市街地からことடன்仏生山駅までの中央連携軸（公共交通軸の基幹的役割と駅周辺のまちづくりを兼ね備えた軸）も一般都市機能誘導区域とします。



学術都市機能誘導区域

学術研究拠点である香川インテリジェントパークを、研究開発や新規産業創出の拠点として、技術・情報・文化等の都市機能の維持・誘導を図ります。

設定する区域は、都市計画マスタープランに示される学術研究拠点を学術都市機能誘導区域とします。



(2) 居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことです。

このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用のほか、交通や財政の現状及び将来見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきであるとされています。

居住誘導区域

本市では、現在一定以上の人口集積があり、今後も増加が見込まれる区域、既に道路や公園、下水道等の都市基盤が整備されている区域、生活サービス機能の集積があり、公共交通ネットワークの利便性が高い区域を居住誘導区域に設定し、人口密度の維持による医療・商業等の生活サービス機能の維持・確保を通じ、暮らしやすさの向上を図ります。





(3) 誘導区域外

都市機能誘導区域や居住誘導区域に設定されなかった区域では、コミュニティ等の自立自主的な活動等に支えられ、恵まれた自然と調和した、地域の豊かさを感じられるまちを目指します。

また、公共交通や幹線道路等の生活を支えるインフラを確保し、将来にわたり住み続けられる生活環境を維持します。



一般居住区域

誘導区域外のうち、下水道など現在も良好な都市基盤が確保されている区域は一般居住区域とし、今後とも良好な都市基盤を保全します。





6. 施策の体系

「5.2 区域区分とまちづくりの基本方針」に沿って、「1. 都市機能・生活機能の集約・強化～7. 誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持」までの施策の方針の下、下記のとおり施策を定め、体系を示します。

【施策体系】

誘導施策の区分	施策の方針	施策
1 都市機能の誘導を図るための施策	1. 都市機能・生活機能の集約・強化	①都市機能の誘導や高質化
		②中心市街地の魅力の強化
	2. 居住人口の維持・誘導	③定住人口の維持・誘導
		④選ばれる地域づくりの推進
	3. 地域の暮らしやすさの向上	⑤良好な居住環境の創出
		⑥人との繋がりのある地域づくりの推進
	4. 公共交通ネットワークの再編	⑦持続可能な公共交通ネットワークの再構築
⑧公共交通の利便性の向上		
2 居住の誘導を図るための施策	5. 都市経営の効率化	⑨効率的で効果的な行財政運営の推進
	6. 市街地拡大の抑制	⑩土地利用の適正化
		⑪市街地の有効活用
3 誘導区域外の施策	7. 誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持	⑫拠点との連携の確保
		⑬豊かな自然と調和した生活環境の維持

また、1～7の施策の方針について、実施する誘導施策の区分を下記のとおりとします。

1	都市機能の誘導を図るための施策	施策の方針	1～5
2	居住の誘導を図るための施策	施策の方針	2～6
3	誘導区域外の施策	施策の方針	3～7



7. 施策に基づく取り組むべき内容

「6. 施策の体系」で整理した施策について、取り組むべき内容を示します。

1 都市機能・生活機能の集約・強化

都市機能の誘導を図るための施策

居住誘導を図るための施策

誘導区域外における施策

①都市機能の誘導や高質化

都市再生整備計画（仏生山地区）のほか、都市構造再編集中支援事業の導入を検討し、医療・福祉・商業など、各拠点の特性に応じた都市機能について、民間活力も活用しながら、維持・誘導を図ります。

②中心市街地の魅力の強化

中心市街地活性化事業の活用など、中心市街地の賑わい向上に資する効果的な支援を実施し、広域交流拠点としての都市機能の集約・強化を図ります。

2 居住人口の維持・誘導

都市機能の誘導を図るための施策

居住誘導を図るための施策

誘導区域外における施策

③定住人口の維持・誘導

空き家バンク制度や空き家改修補助事業などの既存ストックの活用や、定住に向けたインセンティブを設定するなど、定住人口の維持・誘導を図ります。

④選ばれる地域づくりの推進

地域の特性に応じた魅力の向上により、若者や子育て世代などから選ばれる、移り住みたい地域づくりを推進します。



3 地域の暮らしやすさの向上

都市機能の誘導を図るための施策

居住誘導を図るための施策

誘導区域外における施策

⑤ 良好な居住環境の創出

地震・津波対策海岸堤防等整備計画や公園整備事業などの推進により、誰もが安全で安心して健やかに暮らせる魅力的な環境を創出します。

⑥ 人との繋がりのある地域づくりの推進

地域コミュニティの再生と、地域包括ケアシステムなどの強化を進め、あらゆる世代の人が地域で暮らしやすい環境を構築します。

4 公共交通ネットワークの再編

都市機能の誘導を図るための施策

居住誘導を図るための施策

誘導区域外における施策

⑦ 持続可能な公共交通ネットワークの再構築

新駅整備事業や複線化事業等の鉄道幹線軸強化を始めとし、これらの結節を基本としたフィーダー系統などのネットワークの再構築を図ります。

⑧ 公共交通の利便性の向上

交通系 IC カードを利用した乗り継ぎ割引などの公共交通利便性向上による利用促進を図ります。

5 都市経営の効率化

都市機能の誘導を図るための施策

居住誘導を図るための施策

誘導区域外における施策

⑨ 効率的で効果的な行財政運営の推進

ファシリティマネジメント推進事業を始めとする既存公共施設の有効活用などによる行財政運営の適正化に努めます。

既存事業の集約再編などによる行政サービスの効率化を図ります。



6 市街地拡大の抑制

都市機能の誘導を図るための施策

居住誘導を図るための施策

誘導区域外における施策

⑩土地利用の適正化

都市機能や居住、農地利用など、目指すべき都市の骨格構造に即した土地利用を推進し、居住環境を維持します。

⑪市街地の有効活用

中心市街地等の未利用地や既存ストックを活用し、生活利便性が高いエリアへ居住を誘導することにより、市街地の拡大を抑制します。

7 誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持

都市機能の誘導を図るための施策

居住誘導を図るための施策

誘導区域外における施策

⑫拠点との連携の確保

集約拠点等の都市機能の利便性を享受できる、公共交通ネットワークを維持・確保します。

⑬豊かな自然と調和した生活環境の維持

コミュニティ交通構築に加え、自然と調和した豊かな地域の特長を活かしながら、小さな拠点事業を活用することにより、住み続けられる地域運営の仕組み構築を支援します。



8. 実現に向けて

8.1 コンパクト・エコシティ推進事業

コンパクト・エコシティを推進していくために実施していく事業を、施策ごとに記載します。

【実施区域】		【着手時期】	
広域都市機能誘導区域	⇒	広域	前期 ⇒ 2020年度までに着手するもの
一般都市機能誘導区域	⇒	一般	中後期 ⇒ 2021年度以降に着手するもの
学術都市機能誘導区域	⇒	学術	
居住誘導区域	⇒	居住	
誘導区域外	⇒	区域外	

※複数の施策に対応している事業は、【再掲】として施策ごとに掲載。

1 都市機能・生活機能の集約・強化

① 都市機能の誘導や高質化

事業名	実施区域	着手時期
総合センター整備事業	一般	前期
新病院を核としたまちづくり推進事業（北側エリア整備事業）	一般	前期
民間活力を活用した公有地活用による都市機能強化	広域 一般	中後期
誘導施設立地の支援	広域 一般 学術	中後期
地域包括支援センター・保健センター・出先機関の統合	一般	前期
街路事業の推進	広域 一般 学術 居住 区域外	前期
地域交流拠点における新病院整備事業	一般	前期

② 中心市街地の魅力の強化

事業名	実施区域	着手時期
空きオフィス、空きビル活用の推進	広域	中後期
中心市街地南部エリアの活性化	広域	前期



まちなかループバスの維持・改善	広域	前期
高松市中央商店街空き店舗活用支援事業	広域	前期
新県立体育館整備関連事業	広域	前期
市街地中心部の自転車等駐車場整備事業	広域	前期
高松丸亀町商店街再開発事業	広域	前期
レンタサイクル事業	広域	前期
自転車利用環境整備事業（五番町西宝線自転車道整備）	広域	前期

2 居住人口の維持・誘導

③ 定住人口の維持・誘導

事業名	実施区域	着手時期
空き家等を利用した居住誘導の推進	居住	前期
カーシェアリングによる居住誘導の促進	居住	中後期
居住誘導のインセンティブ施策の推進	居住	前期
多世代のまちづくり推進事業	居住	中後期

④ 選ばれる地域づくりの推進

事業名	実施区域	着手時期
移住・定住の促進	居住 区域外	前期
UIターン者の住宅支援	居住	中後期
「気持ち高まる、高松。」シティプロモーション事業	居住 区域外	前期
MICE 振興事業	広域 一般 学術 居住 区域外	前期



3 地域の暮らしやすさの向上

⑤ 良好な居住環境の創出

事業名	実施区域	着手時期
老朽危険空き家対策事業	居住 区域外	前期
社会福祉施設等の整備の推進	居住	前期
障害者福祉施設等整備の推進	居住	前期
高齢者福祉施設等整備の推進	居住	前期
地域密着型サービス事業所等整備の推進	居住	前期
津波・高潮関連整備事業	居住 区域外	前期
生垣設置及び環境保全緑化助成事業	居住	前期
身近な公園整備事業	居住 区域外	前期
合併処理浄化槽設置整備事業	居住 区域外	前期
污水施設整備事業	居住	前期
浸水対策施設整備事業	広域 居住	前期
街路事業の推進【再掲】	居住 区域外	前期

⑥ 人との繋がりのある地域づくりの推進

事業名	実施区域	着手時期
生涯活躍のまちづくりの推進	居住 区域外	前期
地域まちづくり交付金	居住 区域外	前期
コミュニティセンター整備事業	居住 区域外	前期
地域交流センター整備事業	一般	前期
空き家利活用の推進	居住 区域外	中後期
生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業	居住 区域外	前期



4 公共交通ネットワークの再編

⑦ 持続可能な公共交通ネットワークの再構築

事業名	実施区域	着手時期
基幹交通軸の強化	一般	前期
交通結節拠点の整備（新駅の整備を含む）	一般	前期
新交通システム（LRT 等）の導入検討	広域 一般 學術 居住	中後期
バスネットワークの再編	広域 一般 學術 居住 区域外	前期

⑧ 公共交通の利便性の向上

事業名	実施区域	着手時期
交通系 IC カードの利用の拡大、活用	広域 一般 學術 居住 区域外	前期
サイクル&バスライドの促進	広域 一般 學術 居住	前期
サイクル&ライドの促進	広域 一般	前期
バスサービス水準の向上	広域 一般 學術 居住 区域外	前期
バリアフリー化の推進	広域 一般 學術 居住 区域外	前期
パーク&バスライドの促進	一般 學術 居住	前期
パーク&ライドの促進	一般 居住	前期
まちなかループバスの維持・改善【再掲】	広域	前期



5 都市経営の効率化

⑨ 効率的で効果的な行財政運営の推進

事業名	実施区域	着手時期
地域行政組織の再編	広域 一般 居住 区域外	前期
ファシリティマネジメント推進事業	居住 区域外	前期
市営住宅長寿命化等の推進	居住 区域外	前期
学校施設の長寿命化	居住 区域外	前期
地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合【再掲】	一般	前期

6 市街地拡大の抑制

⑩ 土地利用の適正化

事業名	実施区域	着手時期
たかまつ農業ICT導入活用支援事業	区域外	前期
居住誘導区域外の土地利用の適正化	区域外	前期
居住誘導区域外の開発行為の適正化	区域外	前期
農地転用規制の厳格化	区域外	前期
優良農地確保対策事業	区域外	前期

⑪ 市街地の有効活用

事業名	実施区域	着手時期
まちなかへの定住促進	広域	前期



7 誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持

⑫ 拠点との連携の確保

事業名	実施区域	着手時期
地域と連携した移動手段の確保	区域外	前期
移動販売参入助成事業	区域外	前期

⑬ 豊かな自然と調和した生活環境の維持

事業名	実施区域	着手時期
地域おこし協力隊の有効活用	区域外	前期
小さな拠点づくりの推進	区域外	中後期
生涯活躍のまちづくりの推進【再掲】	居住 区域外	前期
地域まちづくり交付金【再掲】	居住 区域外	前期
老朽危険空き家対策事業【再掲】	居住 区域外	前期
空き家利活用の推進【再掲】	居住 区域外	中後期
生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業【再掲】	居住 区域外	前期
学校施設の長寿命化【再掲】	居住 区域外	前期
優良農地確保対策事業【再掲】	区域外	前期



8.2 評価指標と目標値

計画の適切な進行管理のために設定する、各施策の評価指標等については、下記のとおりです。

【評価指標と目標値】

1 都市機能・生活機能の集約・強化

施策名	指標名	指標の説明	都市機能誘導区域			現状値(達成度) H28(2016)	中間値(達成度) R5(2023)	目標値 R10(2028)	
			広域	広域交流 拠点	都心地域				
①都市機能の誘導や高質化	都市機能誘導区域内の誘導施設の立地率(%)	(維持) 誘導施設の種類 / (全体) 誘導施設の種類の種類	一般	広域交流 拠点	都心地域	100%(17/17)	100%(17/17)	100%	
			一般	地域交流 拠点	木太地区	100%(5/5)	100%(5/5)		
					太田第2地区	100%(5/5)	100%(5/5)		
					太田地区	100%(5/5)	100%(5/5)		
					仏生山地区	63%(5/8)	100%(8/8)		
					中央連携軸	100%(5/5)	100%(5/5)		
					一宮地区	100%(5/5)	100%(5/5)		
					円座地区	80%(4/5)	80%(4/5)		
					屋島地区	80%(4/5)	80%(4/5)		
					香西地区	100%(7/7)	100%(7/7)		
					生活交流 拠点	牟礼東地区	57%(4/7)		57%(4/7)
						牟礼西地区	80%(4/5)		80%(4/5)
						川添地区	100%(5/5)		100%(5/5)
						川島地区	71%(5/7)		71%(5/7)
						国分寺地区	100%(7/7)		100%(7/7)
						香川南地区	71%(5/7)		71%(5/7)
						香川北地区	60%(3/5)		60%(3/5)
					香南地区	20%(1/5)	20%(1/5)		
			学術	学術研究 拠点	香川インテリジ エントパーク	100%(4/4)	100%(4/4)		

施策名	指標名	指標の説明	現状値	中間値	目標値
			H28(2016)	R5(2023)	R10(2028)
②中心市街地の魅力の強化	中央商店街の歩行者 通行量(人)	中央商店街の歩行者 通行量(休日、15地 点)	130,566人 (H28)	130,951人 (R5)	133,000人



2 居住人口の維持・誘導

施策名	指標名	指標の説明	現状値	中間値	目標値
			H28(2016)	R5(2023)	R10(2028)
③定住人口の維持・誘導	居住誘導区域内の人口密度(人/ha)	居住誘導区域内の人口密度	46.4人/ha ※H29.1.1時点の数値	44.4人/ha (R5)	人口減少下においても、現状維持(46.4人/ha)
④選ばれる地域づくりの推進	居住誘導区域内の社会増(人)	居住誘導区域内の1年間の(転入-転出)人口(市内間の転居含む)	△502人 ※H28.1.1~H28.12.31	△257 (R5)	700人

3 地域の暮らしやすさの向上

施策名	指標名	指標の説明	現状値	中間値	目標値
			H28(2016)	R5(2023)	R10(2028)
⑤良好な居住環境の創出	居住誘導区域内からの転居及び転出率(%)	居住誘導区域内の人口のうち、区域内からの転居及び転出人口の割合	4.61% ※H28.1.1~H28.12.31	4.67% (R5)	4.48%
⑥人との繋がりのある地域づくりの推進	住民主体によるサービスを提供している地区の割合(%)	地域福祉ネットワーク会議が設置され、かつ、住民主体によるサービスB(訪問型又は通所型)を提供している地区の割合	13.6% (H29.10)	63.6% (R5末)	100%

4 公共交通ネットワークの再編

施策名	指標名	指標の説明	現状値	中間値	目標値
			H28(2016)	R5(2023)	R10(2028)
⑦持続可能な公共交通ネットワークの再構築	交通結節拠点におけるバス路線の結節数(都心部を除く)(路線)	交通結節拠点となる鉄道駅に、結節させるバス路線総数(都心部を除く)	3路線 (H28)	9路線 (R5)	18路線
⑧公共交通の利便性の向上	公共交通機関利用率(%)	本市の人口のうち、公共交通機関利用者数の割合	14.7% (H28)	13.2% (R4)	17.3%

5 都市経営の効率化

施策名	指標名	指標の説明	現状値	中間値	目標値
			H28(2016)	R5(2023)	R10(2028)
⑨効率的で効果的な行政運営の推進	行政組織再編後の総合センター窓口事務量増加率(%)	総合センター移行前から移行後の窓口事務量(所要時間)増加率	112.5%※ ※H29.2~H29.7の数値	136.9%※ ※R5.2~R5.7の数値	133.8%



6 市街地拡大の抑制

施策名	指標名	指標の説明	現状値	中間値	目標値
			H28(2016)	R5(2023)	R10(2028)
⑩土地利用の適正化	居住誘導区域外の開発許可面積比率(%)	都市計画区域内における居住誘導区域外の面積のうち、開発許可面積の割合	0.18%	0.17%	0.07%
⑪市街地の有効活用	中心市街地の居住人口の割合(%)	中心市街地活性化エリア内の人口の割合	4.8%	4.8%	5.1%

7 誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持

施策名	指標名	指標の説明	現状値	中間値	目標値
			H28(2016)	R5(2023)	R10(2028)
⑫拠点との連携の確保	地域と連携したコミュニティバスの路線数	地域と連携したコミュニティバスの路線数	1 路線	2 路線	8 路線
⑬豊かな自然と調和した生活環境の維持	農地中間管理事業等による担い手への農地集積率	市内耕地面積のうち、農業の担い手(認定農業者、集落営農組織など)が耕作する面積の割合	20.6%	29.4%	40%

8 都市の防災に関する機能の確保

	指標名	指標の説明	現状値	中間値	目標値
			H28(2016)	R5(2023)	(2028)
ハード施策の推進	雨水対策整備済面積(ha)	雨水対策が必要となる区域における整備済面積	—	2,853.5ha	2,900ha
ソフト施策の推進	自主防災組織による地域活動団体(消防団等)との連携訓練実施率(%)	自主防災組織における連携訓練の実施率	—	85%	100%

なお、2028年度の目標値については、今後の社会情勢の変化や施策・事業の状況を踏まえ、計画の見直しの際に、必要に応じて見直しを行うこととします。



8.3 コンパクト・エコシティの実現に向けた段階的展開

(1) 進行管理

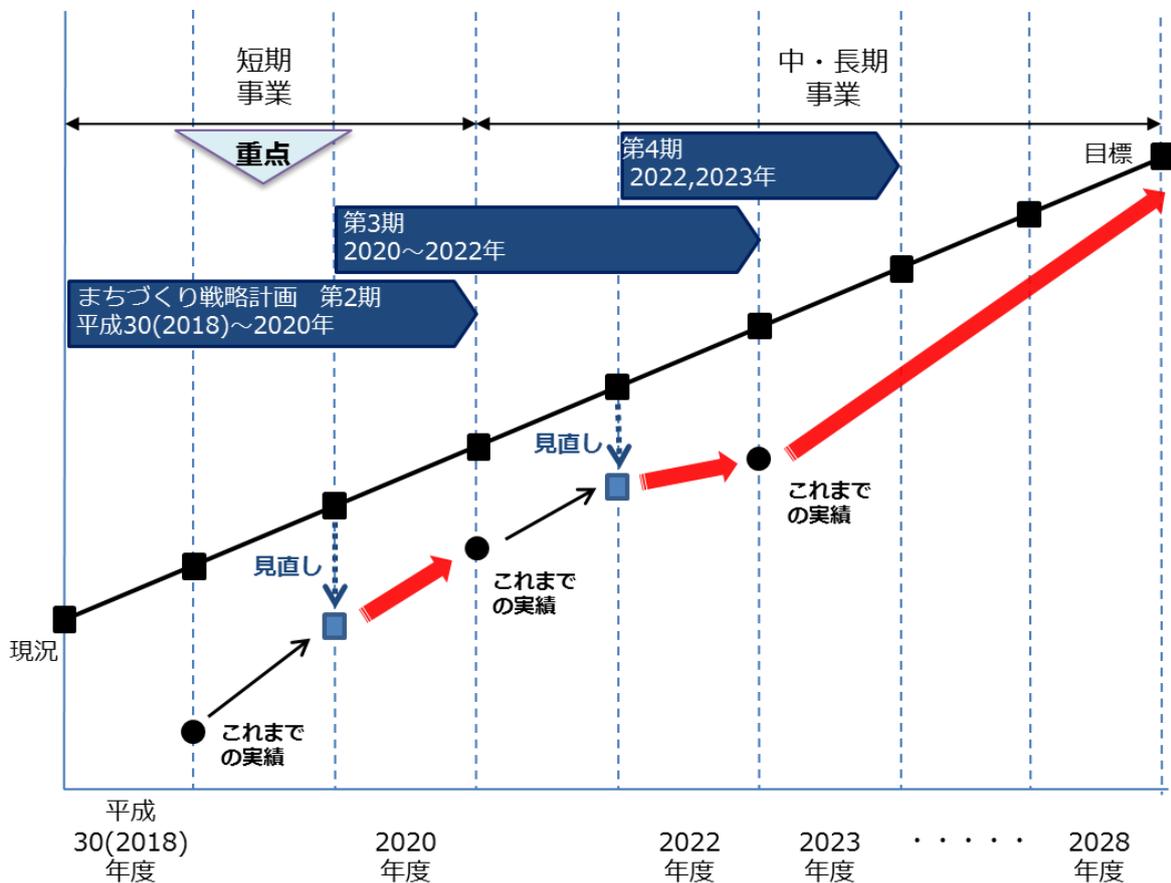
コンパクト・エコシティを推進していくためには、下記の図に示すようにPDCAサイクルを活用し、取組を段階的に発展させながら展開していきます。

P	計画	推進計画の改定、目標値(指標)の設定
D	実施	推進計画に基づく施策、事業の実施
C	評価・分析	定期的な評価・分析による課題の把握
A	見直し	課題解決に向けた推進計画内容等の見直し



(2) まちづくり戦略計画との整合

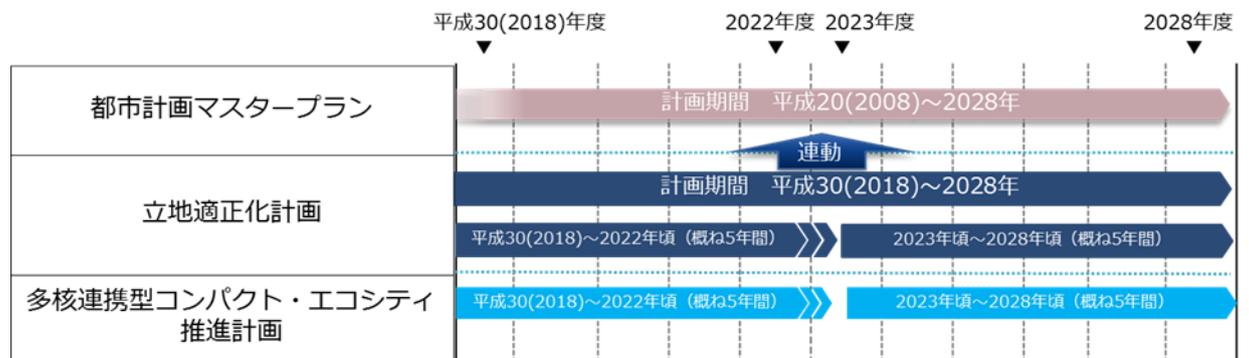
計画を段階的に展開していくためには、本計画に基づく方針に沿って、第6次高松市総合計画の基本構想に掲げる本市の目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな瀬戸の都・高松」を実現するべく、主要な施策・事業等について、平成30(2018)年度～2020年度の短期事業とそれ以外の中・長期事業に分類し、まちづくり戦略計画の検討と合わせて見直し等を行います。





(3) 立地適正化計画との整合

立地適正化計画は概ね5年ごとに検証を行い、見直すこととされていることから、推進計画においても、立地適正化計画との整合を図りながら、目標値を含めた全体の見直しを検討していきます。



※現況の都市構造に大きな変動がある場合や、都市計画マスタープランの見直しが生じた場合などには随時見直しを行う。

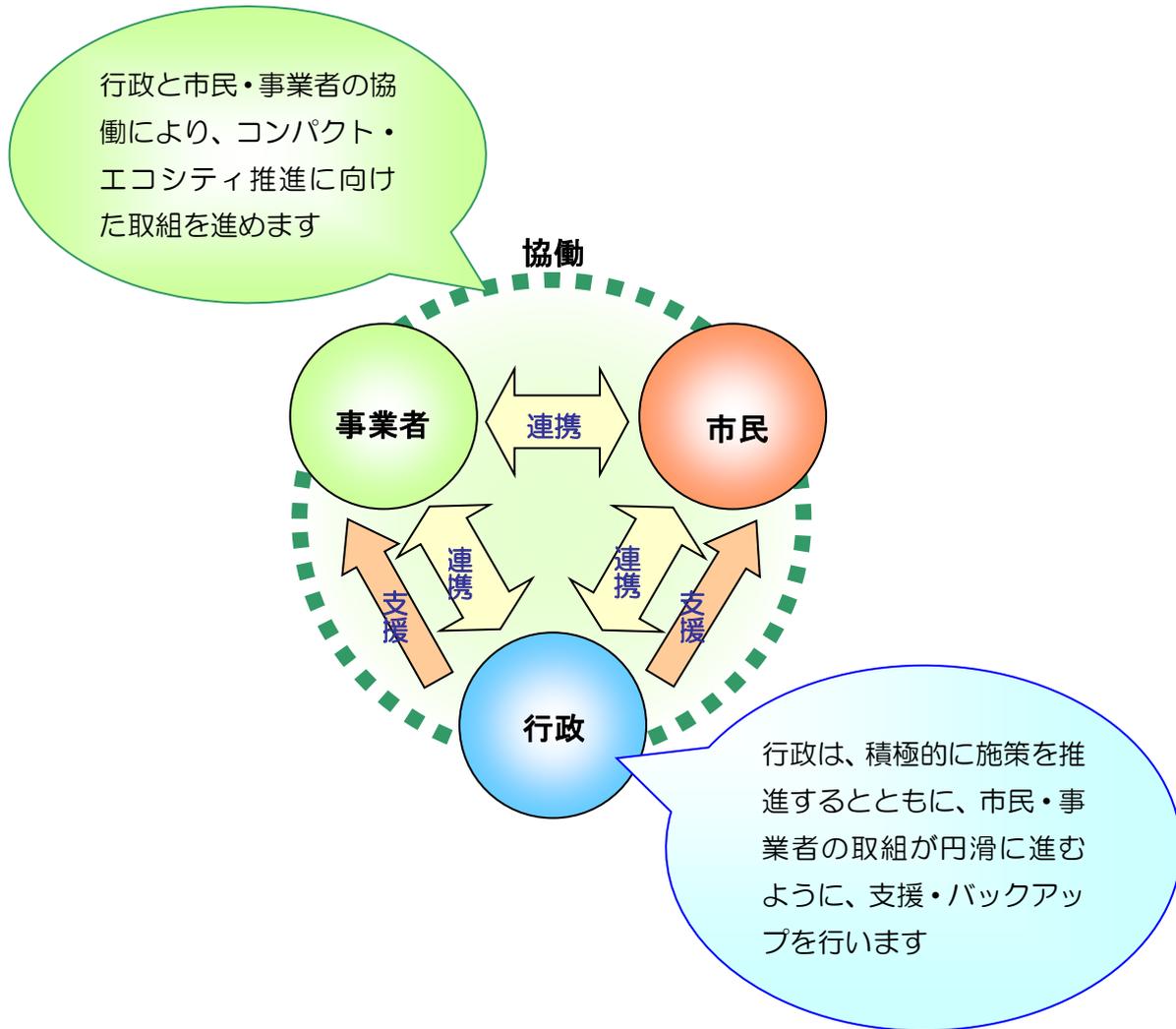


8.4 コンパクト・エコシティ推進に向けた実施体制

行政と市民・事業者との適切な役割分担の下、協働によりコンパクト・エコシティ推進に向けた取組を進めます。

さらに、行政は、積極的に施策を推進するとともに、市民・事業者の取組が円滑に進むように、支援・バックアップを行います。

【行政と市民・事業者との連携のイメージ】



8.5 コンパクト・エコシティ推進体制

庁内では、コンパクト・エコシティ推進本部、及びその下部組織である推進本部幹事会を、継続して全庁的な体制とし、推進に努めます。

推進計画策定後は、学識経験者、事業者等から広く意見を聴取できるような組織を設置し、進捗管理や事業内容をPDCAサイクルに基づき実施するとともに、周知・啓発など広報活動についても、関係機関と積極的に協働で行います。

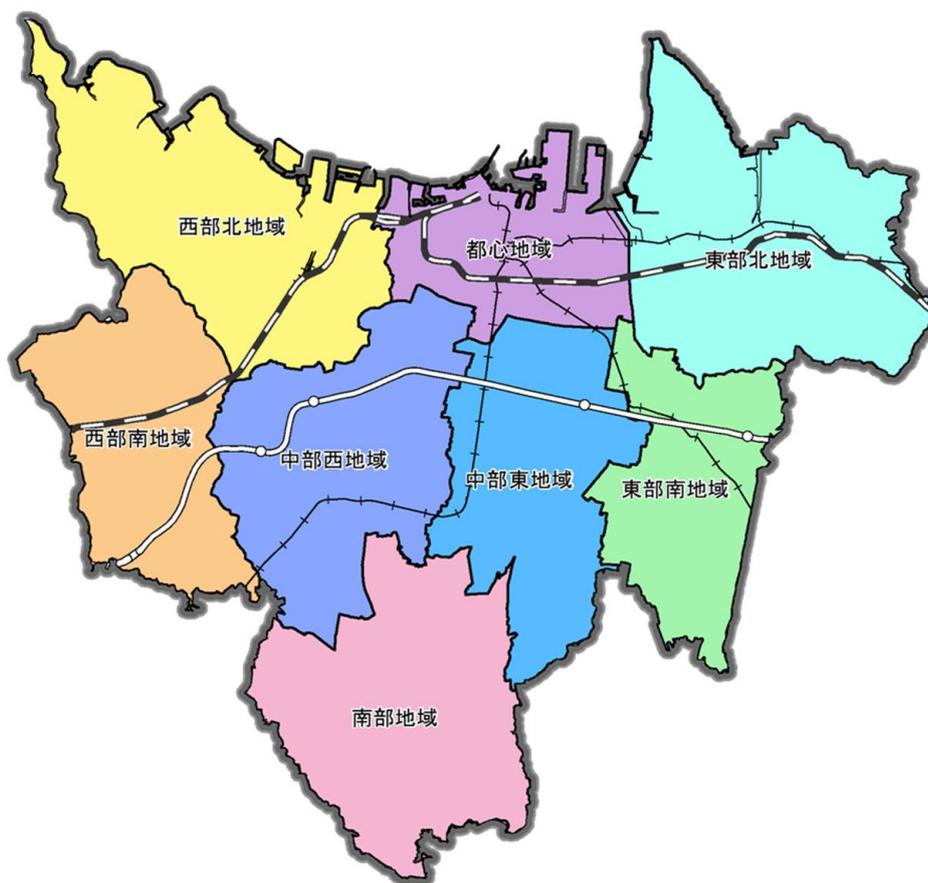


8.6 まちづくりの施策

都市計画マスタープランに定める地域別構想の各地域における具体的な施策である「まちづくりの施策」を令和7年6月の部分改定に併せ、本計画に移行しました。

なお、表中の施策分類は、21 ページに示す施策体系に該当する番号を表示しています。

【都市計画マスタープランの地域区分】





(1) 都心地域 (旧市内・太田・木太)

	まちづくりの方向性	施策の概要	施策の方向性	施策体系	施策の実現に向けて		
					事業手法	規制誘導手法	
拠点	広域交流拠点の形成	●広域交流拠点は、中心市街地活性化基本計画の諸施策や県との連携による新県立体育館の立地などサンポート高松の機能充実を図るとともに、中心市街地の再開発などを通じた商業・業務機能の拡充、にぎわい空間の創出、まちなか居住の推進及び交通機能の強化などにより、高次・複合型の都市機能の集積・更新を図りバリアフリーに配慮した拠点づくりに努めます。	●商業・サービスの高度化 ●サンポート高松と中心商店街など各拠点が連携した回遊性の向上 ●都心への定住人口の増加の推進	① ② ③ ④ ⑪	●魅力ある商品・サービスの提供等による快適な空間の維持・向上 ●空き店舗など既存ストックの活用による中心部の活力の向上 ●サンポート高松には多様な都市機能の集積、機能強化 ●片原町駅ビル再開発を核とした商業業務拠点の利便性の向上 ●中心市街地の魅力の向上 ●都心への定住人口の増加の推進	●市街地再開発事業 ●優良建築物等整備事業 ●小規模連鎖型再開発事業 ●都市再生緊急整備地域(高松駅周辺・丸亀町地域)における民間都市再生事業 ●回遊空間の整備 ●歩行者空間整備事業 ●高松海岸線街路事業	●都市再生特別地区 ●高度利用地区 ●地区計画 ●市街地再開発事業等 ●都市機能誘導区域 ●居住誘導区域
	地域交流拠点の形成	●ことでん林道駅周辺の地域交流拠点は、農地等の未利用地の有効活用を図り、公共交通機関を活かした生活利便性の高いバリアフリーに配慮した拠点づくりに努めます。	●農地等の未利用地は都市的土地利用への転換を促進 ●居住機能、公共公益機能、商業・業務機能の充実	⑩ ①	●土地利用の実態に応じた用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導		●用途地域 ●地区計画 ●都市機能誘導区域 ●居住誘導区域
	産業拠点の形成	●朝日町周辺は、工業施設が多く立地している高松を代表する工業地帯であることから、周辺の居住環境へ配慮した地場産業の振興に努めます。	●景観に配慮した工業施設等のデザイン指導・誘導	⑤	●景観計画による規制・誘導の検討		●景観計画
	歴史・文化・自然拠点の形成	●高松の歴史・文化を有する玉藻公園や栗林公園、歴史と自然が調和した石清尾八幡宮周辺などの文化資源を保全、継承します。 ●瀬戸内海を一望できる峰山公園周辺は、史跡石清尾山古墳群の保存活用を行うとともに、良好な景観の眺望点としての環境の維持・保全に努めます。	●玉藻公園、栗林公園周辺の緑地と一体となった良好な景観の維持保全 ●良好な眺望点としての景観保全	⑤ ⑤	●景観計画の策定における景観地区の指定による規制 ●景観計画による規制・誘導の検討	●玉藻公園整備事業 ●高松城跡整備事業 ●史跡石清尾山古墳群保存・整備事業	●風致地区 ●景観計画 ●地区計画 ●景観計画
連携軸	歩行者ネットワークの形成	●栗林公園、中央公園、玉藻公園へと至る国道11号、30号の歩道や街路樹等による緑の連続性の確保により、瀬戸内海から紫雲山まで続く緑の回廊を維持・保全します。 ●瀬戸内海に面したサンポート高松、北浜地区などシーフロントエリア等では、親水性を活かした安全で快適な空間の整備を図ります。	●街路樹の設置等による緑の連続性の確保 ●交流の場、憩いの場として賑わいの創出	① ⑤	●街路樹の設置推進 ●水辺空間の創造 ●防災機能の確保	●街路樹の設置 ●海辺散策路(プロムナード) ●緑地の整備(港湾環境整備事業等)	
	連携軸の強化	●中心市街地からことでん仏生山駅の中央連携軸は、ことでんの機能強化によるバリアフリーに配慮した公共交通機関の利用環境の充実と鉄道利用、バス利用の促進を図るとともに、駅周辺のまちづくりを推進します。	●持続可能な公共交通ネットワークの再構築	⑦ ⑧	●ことでん複線化の推進 ●関係機関との協働による環境整備	●ことでん複線化事業 ●バス停などの環境整備(バス待ち環境整備事業)	
ゾーン	高次都市機能の集積強化(都市機能集積地区)	●商業・業務・交流機能など、市民や来訪者の多様なニーズに対応できる魅力ある高次都市機能の集積強化を図ります。 ●都市的サービス施設の機能強化を図るとともに、連続的ににぎわい空間の形成や、高松の顔としてふさわしいシンボリックな景観形成を促進します。	●高次都市機能の適切な誘導 ●サンポート高松と中心商店街など各拠点が連携した回遊性の高い空間の形成	① ②	●サンポート高松には多様な都市機能の集積 ●空き店舗など既存ストックの活用 ●歩いて楽しい空間づくり	●高松丸亀町商店街の再開発 ●優良建築物等整備事業 ●小規模連鎖型再開発事業 ●兵庫町街区小規模連鎖型再開発事業 ●都市再生緊急整備地域(高松駅周辺、丸亀地区)における民間都市再生事業 ●回遊空間の整備 ●歩行者空間整備事業	●都市再生特別地区 ●高度利用地区 ●市街地再開発事業等
	都心近郊の生活に対応した魅力ある市街地の形成(都心居住促進地区)	●職住近接による子育て、家庭の団欒などの時間的なゆとりや文化、ショッピング等を重視した都心近郊の生活への対応として、魅力ある市街地の形成を図ります。	●都心への定住人口の増加の推進	③ ④ ⑪	●都心への定住人口の増加の推進		●立地適正化計画
	周辺の住環境に配慮した工業地の形成(工業地区)	●臨海部の朝日町周辺に集積する既存工業地は、工業振興を図ると共に、周辺の住環境へ配慮した土地利用を推進します。	●景観に配慮した工業施設等のデザイン指導・誘導	⑤	●景観計画による規制・誘導の検討		●景観計画
	産業構造の変化等に対応した瀬戸内海の景観の保全(シーフロントゾーン)	●シーフロントゾーンは、産業構造の変化等に対応し、文化・観光・産業の更なる振興や経済の活性化など、地域の状況に沿った都市機能の立地促進や、瀬戸内海の景観の保全に努めます。	●産業構造変化への対応 ●シーフロントにふさわしい景観の維持・保全	⑩ ⑤	●土地利用の実態に応じた用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導		●用途地域 ●地区計画 ●景観計画



(2) 中部東地域(太田・木太・多肥・仏生山・林・三谷)

	まちづくりの方向性	施策の概要	施策の方向性	施策体系	施策の実現に向けて	
					事業手法	規制誘導手法
拠点	地域交流拠点の形成	●商業・業務施設が多く立地するレインボーロード周辺の地域交流拠点は、商業・業務施設などの生活利便施設の集積を活かし、バリアフリーに配慮した拠点づくりに努めます。 ●また、中心市街地との連携強化による拠点の魅力向上に努めます。	●中心市街地との連携強化による魅力の向上 ●鉄道駅との連携強化 ●居住機能、公共公益機能、商業・業務機能の充実	① ⑦ ①	●土地利用の実態に応じた用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導	●用途地域 ●地区計画 ●都市機能誘導区域 ●居住誘導区域
		●ことடன்太田駅周辺の地域交流拠点は、医療・福祉機能の向上、商業・業務機能が充実し、バリアフリーに配慮した拠点づくりに努めます。	●居住機能、公共公益機能、商業・業務機能の充実	①		
		●ことடன்仏生山駅周辺から仏生山コミュニティセンター周辺の地域交流拠点は、仏生山総合センターを核として、農地等の未利用地の有効活用を図るとともに、歴史的なまちなみなど歴史・文化を活かしバリアフリーに配慮した拠点づくりに努めます。	●歴史的景観に配慮したまちなみの形成 ●居住機能、公共公益機能、商業・業務機能の充実	⑤ ①		
	産業拠点の形成	●高松中央インターチェンジ周辺は、交通利便性に優れているとともに工業施設が多く立地していることから、周辺の居住環境や営農環境へ配慮した企業の誘導に努めます。	●交通利便性を活かした流通業務施設の適正な立地を誘導	⑩	●地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導	●地区計画
歴史・文化・自然拠点の形成	●仏生山地区の歴史的まちなみの保全及び周辺の法然寺などの歴史・文化的資源の保全と有効活用に努めます。	●歴史的まちなみ、法然寺やちきり神社など歴史的な資源の保全、有効利用 ●周辺のため池や丘陵地などの里山の環境保全	⑤ ⑬	●景観計画による規制・誘導の検討	●景観計画	
		●香川インテリジェントパーク周辺は、研究施設や流通業務施設等の誘導を図り、研究開発や新規産業創出の拠点形成に努めます。	●地域の資源、良好な環境を詳細に調査し、その資源の保全・活用 ●研究施設や流通業務施設等の誘導 ●周辺住宅地の良好な環境の維持	⑤ ① ⑤	●地区計画の指定、用途地域の見直しによる規制・誘導	●地区計画 ●用途地域
			●歩行者ネットワークの形成	●仏生山周辺と紫雲山をネットワークする路線の整備を図ります。 ●遍路道の保全に努めます。		
連携軸	連携軸の強化	●中心市街地からことடன்仏生山駅の中央連携軸は、ことடன்の機能強化によるバリアフリーに配慮した公共交通機関の利用環境の充実と鉄道及びバスの利用促進を図ります。	●鉄道、バス路線等の移動手手段の確保 ●鉄道との接続のための新規路線の整備検討	⑧ ⑦	●都市計画道路と鉄道の交差点への新駅の整備、複線化の推進 ●ことடன்新造車両の導入 ●関係機関との協働による環境整備	●新駅及び駅前広場の整備、複線化の実施 ●ことடன்新造車両の導入支援 ●バス停などの環境整備
		●鉄道により分断されている東西の連携強化を図ります。	●東西を結ぶ道路の整備	⑤	●東西に整備中の都市計画道路の整備推進	●(都)成合六条線、木太鬼無線の整備
		●地域北部と地域南部の連携強化を図ります。	●南北を結ぶ道路の整備	⑤	●南北に整備中の都市計画道路の整備推進	●(都)朝日町仏生山線、林多肥上町線の整備
ゾーン	商業・業務施設の立地促進(商業・業務地区)	●レインボーロード沿道、ことடன்太田駅北の一般県道太田上町志度線沿道等は、日常に関する利便施設や業務施設の立地を誘導します。	●中心市街地との連携強化による都心に近く利便性の高い土地利用の促進 ●商業・業務機能、居住機能、公共公益機能の充実	① ①	●土地利用の実態に応じた用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導	●用途地域 ●景観計画 ●地区計画 ●屋外広告物条例
		●仏生山本町通り沿道周辺は、歴史的まちなみと調和した日常施設に関する利便施設や業務施設の立地を誘導します。	●歴史的景観に配慮したまちなみの形成 ●商業・業務、公共公益機能、居住機能の充実	⑤ ①		
	利便性の高い住宅地の形成(一般住宅地区)	●人口増加が顕著な多肥・林地区の一部区域は、高い公共交通の利便性を生かし、適切に居住を誘導します。	●農地等の未利用地は都市的土地利用への転換を適切に促進	⑩	●土地利用の実態に応じた用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導	●用途地域 ●地区計画
	学術研究、技術交流の促進及び良好な住宅地の形成(住宅・研究開発地区)	●香川インテリジェントパーク周辺は、研究開発施設などを中心とした学術研究、技術交流を促進するため、適切な土地利用を誘導します。 ●研究開発施設などと調和した良好な住宅地の形成を図ります。	●現在の住環境の維持及び魅力向上	⑤	●地区のルールづくり(地区計画)による地区の魅力づくり	●地区計画
	田園環境の保全(農村環境保全地区)	●農地と住宅が混在する地域では、農地との調和による秩序ある土地利用を誘導します。	●小規模な敷地での宅地化の進行による田園環境の悪化の防止	⑩	●特定用途制限地域による建物用途・形態規制及び開発許可基準の見直し	●特定用途制限地域 ●開発許可 ●形態規制
緑地環境の保全(自然環境保全地区)	●日山、日妻山などの丘陵地・山地部は、自然環境や自然景観の保全や森林の育成を図ります。	●良好な自然環境を有する山林への宅地化の防止	⑩	●特定用途制限地域による特定の用途の建築物等の規制と高さ制限		



(3) 中部西地域（鶴尾・檀紙・一宮・円座・川岡）

	まちづくりの方向性	施策の概要	施策の方向性	施策体系	施策の実現に向けて	
					事業手法	規制誘導手法
拠点	地域交流拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●ことでん一宮駅周辺の地域交流拠点は、公共交通機関を活かした生活利便性の高いバリアフリーに配慮した拠点づくりに努めます。 ●ことでん円座駅周辺の地域交流拠点は、駅周辺に見られる農地等の未利用地の有効活用を図り、商業・業務施設などの生活利便施設が立地する利便性の高いバリアフリーに配慮した拠点づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●居住機能、公共公益機能、商業・業務機能の充実 ●居住機能、公共公益機能、商業・業務機能の充実 ●農地等の未利用地は都市的土地利用への転換を促進 	① ① ⑩	●土地利用の実態に応じた用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●用途地域 ●地区計画 ●都市機能誘導区域 ●居住誘導区域
	歴史・文化・自然拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な緑地として残る一宮寺や田村神社の参道や社寺林などの自然環境の保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一宮寺や田村神社など歴史的な資源の保全 	⑤	<ul style="list-style-type: none"> ●景観計画による規制・誘導の検討 ●周辺環境を阻害する屋外広告物の規制（色彩、形態等の制限） 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観計画 ●屋外広告物条例
連携軸	歩行者ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民に親しまれる環境軸として、香東川の水辺景観の保全に努めます。 ●香東川、一宮寺、田村神社などをネットワークする路線の整備に努めます。 ●遍路道の保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●身近にふれることのできる親水空間の確保 ●歴史・文化的資源等をつなぐ路線の整備 ●根香寺と一宮寺及び一宮寺と屋島寺を結ぶ遍路道の保全 	⑤ ⑤ ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ●香東川緑地の活用 ●自然散策路の設定・整備 ●史跡指定、重要文化的景観・景観及び計画区域の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観計画
	連携軸の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリーに配慮した公共交通機関の利用環境の充実と鉄道及びバスの利用促進を図ります。 ●地域東部と地域西部の連携強化を図ります。 ●地域北部と高松空港の連携強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道、バス路線等の移手段の確保 ●東西を結ぶ道路の整備 ●南北を結ぶ道路の整備 	⑧ ⑤ ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との協働による環境整備 ●ことでん新造車両の導入 ●東西に整備中の都市計画道路の整備促進 ●地域高規格道路の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●ことでん新造車両の導入支援 ●(都)成合六条線の整備 ●地域高規格道路の整備
ゾーン	商業・業務施設の立地促進（商業・業務地区）	<ul style="list-style-type: none"> ●国道 193 号沿道や円座地区などは、日常に関する利便施設や業務施設の立地を誘導します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●商業・業務機能、居住機能、公共公益機能の充実 	①	●土地利用の実態に応じた用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●用途地域 ●地区計画
	利便性の高い住宅地の形成（一般住宅地区）	<ul style="list-style-type: none"> ●一般県道川東高松線沿道などの既存市街地内は、公共施設や小規模な店舗や事務所などの立地を許容する住宅地として、住環境の保全を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設や小規模な店舗や事務所などの立地した住宅地の維持・保全 	⑤	●地区のルールづくり(地区計画)による地区の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地区計画
	低層でゆとりと魅力ある住宅地の維持・保全（専用(低層)住宅地区）	<ul style="list-style-type: none"> ●ことでん円座駅周辺などは、駅から近い利便性を活かすと共に、戸建て住宅を中心とした低層でゆとりと魅力ある住宅地の維持・保全を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の良好な住環境の維持・保全 	⑤	●地区のルールづくり(地区計画)による地区の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地区計画
	田園環境の保全（農村環境保全地区）	<ul style="list-style-type: none"> ●一団の優良農地やほ場整備などの基盤整備を実施した農地、営農意欲の高い農地は、農業生産環境の保全及び農業振興を図ります。 ●農地と住宅が混在する地域では、農地との調和による秩序ある土地利用を誘導します。 ●地域高規格道路(環状・連携軸)である都市計画道路・郷東岡本線の高松西インターチェンジから国道32号に至る沿線等は、企業立地促進の観点から、周辺の住環境や営農環境に配慮した流通業務施設等の立地を誘導します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模な敷地での宅地化の進行による田園環境の悪化の防止 ●高松西インターチェンジ周辺の交通利便性を活かした流通業務施設の適正な立地の誘導 	⑩ ⑩	●特定用途制限地域による建物用途・形態規制及び開発許可基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●特定用途制限地域 ●開発許可 ●形態規制



(5) 東部南地域（川添・前田・川島・十河）

	まちづくりの方向性	施策の概要	施策の方向性	施策体系	施策の実現に向けて		
					事業手法	規制誘導手法	
拠点	生活交流拠点の形成	●商業・業務施設が多く見られることでん水田駅周辺の生活交流拠点は、農地等の未利用地の有効活用を図り、公共交通機関を活かした生活利便性が高くバリアフリーに配慮した拠点づくりに努めます。	●農地等の未利用地は都市的土地利用への転換を促進 ●居住機能、公共公益機能、商業・業務機能の充実	⑩ ①	●土地利用の実態に応じた用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導		●用途地域 ●地区計画 ●都市機能誘導区域 ●居住誘導区域
		●山田総合センター周辺の生活交流拠点は、農地等の未利用地の有効活用を図り、商業・業務施設などの生活利便施設が立地する利便性が高くバリアフリーに配慮した拠点づくりに努めます。	●鉄道駅との連携強化 ●農地等の未利用地は都市的土地利用への転換を促進 ●居住機能、公共公益機能、商業・業務機能の充実	⑦ ⑩ ①			
拠点	歴史・文化・自然拠点の形成	●地域のシンボルである由良山周辺の自然環境の保全に努めます。	●由良山における開発の防止	⑬	●景観計画による規制・誘導の検討		●景観計画
		●由良山、清水神社、久米石清水八幡宮、諏訪神社の社叢など歴史・文化的資源の保全と有効活用に努めます。	●由良山、久米石清水八幡宮周辺の良好な景観の維持 ●周辺の環境にそぐわない建築物等の立地の防止	⑤ ⑤			
連携軸	歩行者ネットワークの形成	●地域住民に親しまれる環境軸の創造として、春日川、新川、吉田川等における潤いと安らぎを提供する親水空間及び散策路の形成を図ります。	●地域の資源、良好な環境を詳細に調査し、その資源の保全・活用 ●生活交流拠点(ことでん水田駅、山田総合センター)と歴史・文化・自然拠点(由良山、久米石清水八幡宮周辺)をつなぐ親水空間、散策路の形成	⑤ ⑤			
		●バリアフリーに配慮した公共交通機関の利用環境の充実と鉄道及びバスの利用促進を図ります。	●コミュニティバス路線等の移動手段の確保 ●鉄道との接続のための新規路線の整備検討	⑧ ⑦	●関係機関との協働による環境整備	●バス路線の検討	
連携軸	連携軸の強化	●都市間や地域間をつなぐ路線や地域住民の利用が多い幹線道路は利便性向上を目指します。	●都市間連携軸の強化	⑫			
ゾーン	商業・業務施設の立地促進(商業・業務地区)	●ことでん水田駅北の長尾街道沿道は、日常に関する利便施設や業務施設の立地を誘導します。	●農地等の未利用地は都市的土地利用への転換を促進 ●商業・業務機能、居住機能、公共公益機能の充実	⑩ ①	●土地利用の実態に応じた用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導		●用途地域 ●地区計画
	利便性の高い住宅地の形成(一般住宅地区)	●ことでん水田駅周辺や山田総合センター周辺の主要地方道三木国分寺線沿道などは、公共施設や小規模な店舗や事務所などの立地を許容する住宅地として、住環境を保全します。	●公共施設や小規模な店舗や事務所などの立地した住宅地の維持・保全	⑤	●地区のルールづくり(地区計画)による地区の魅力づくり		●地区計画
	道路利用者及び周辺地域の生活利便性の向上(工業・沿道サービス地区)	●国道11号沿道は、工業やサービス業施設を誘導し、道路利用者の利便性を向上させるとともに周辺地域の生活利便性の向上を図ります。	●国道11号等の幹線道路沿道は、周辺の田園景観に配慮しながら沿道サービス施設の適切な誘導	⑤	●地区のルールづくり(地区計画)による良好な沿道環境の確保 ●周辺環境を阻害する屋外広告物の規制(色彩、形態等の制限)		●地区計画 ●景観計画 ●屋外広告物条例
	田園環境の保全(農村環境保全地区)	●一団の優良農地やほ場整備などの基盤整備を実施した農地、営農意欲の高い農地では、農業生産環境の保全及び農業の振興を図ります。 ●農村集落は、生活環境の維持・保全を図ります。	●小規模な敷地での宅地化の進行による田園環境の悪化の防止	⑩	●特定用途制限地域による建物用途・形態規制及び開発許可基準の見直し		●特定用途制限地域 ●開発許可 ●形態規制



(6) 西部北地域（香西・弦打・鬼無・下笠居）

	まちづくりの方向性	施策の概要	施策の方向性	施策体系	施策の実現に向けて	
					事業手法	規制誘導手法
拠点	地域交流拠点の形成	●勝賀総合センター周辺の地域交流拠点は、歴史的まちなみなど歴史・文化的資源を活かし、バリアフリーに配慮した拠点づくりに努めます。	●歴史的景観に配慮したまちなみの形成 ●鉄道駅との連携強化 ●居住機能、公共公益機能、商業・業務機能の充実	⑤ ⑦ ①	●土地利用の実態に応じた用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導	●用途地域 ●地区計画 ●都市機能誘導区域 ●居住誘導区域
		●日常生活に関する便利施設の立地を許容する住宅地として、住環境の保全を図ります。	●工場等の住環境の悪化を招く恐れのある施設等の立地の防止	⑩	●地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導	●地区計画
	産業拠点の形成	●木材団地など臨海部の既存及び新規工業地は、産業の振興に努めるとともに、周辺の居住環境や海などの自然景観へ配慮した産業拠点の形成に努めます。	●周辺の住環境及び自然景観に配慮した工業施設の適切な誘致	⑩	●景観計画による規制・誘導の検討 ●周辺環境を阻害する屋外広告物の規制（色彩、形態等の制限）	●景観計画 ●屋外広告物条例
	歴史・文化・自然拠点の形成	●香西港地区周辺（愛染川周辺）の歴史的まちなみの保全に努めます。	●歴史的まちなみや寺院や商店街が一体となった港の景観づくり ●隣接する芝山の緑地の保全及び眺望点の確保	⑤ ⑬	●景観計画による規制・誘導の検討 ●周辺環境を阻害する屋外広告物の規制（色彩、形態等の制限）	●景観計画 ●屋外広告物条例
スポーツ・レクリエーション拠点の形成	●香川県総合運動公園は、周辺の自然環境と調和した魅力ある公園としてスポーツ・レクリエーション機能の充実に努めます。	●地域内外の利用者への利便性向上 ●魅力ある施設の充実	⑫ ①	●公園内の施設の充実		
	●五色台野外活動センターなどの文化施設を中心した観光拠点の形成に努めます。	●五色台野外活動センターの利用促進	⑥			
連携軸	歩行者ネットワークの形成	●香西地区周辺の歴史的まちなみや勝賀城跡などの歴史・文化的資源、香川県総合運動公園などを結ぶネットワークの形成に努めます。 ●遍路道の保全に努めます。	●歴史・文化的資源等をつなぐ路線の整備 ●根香寺と一宮寺を結ぶ遍路道の保全	⑤ ⑤	●自然散策路の設定・整備 ●史跡指定、重要文化的景観及び景観計画区域の指定	●景観計画
	連携軸の強化	●バリアフリーに配慮した公共交通機関の利用環境の充実と鉄道及びバスの利用の促進を図ります。 ●地域内の連携強化を図ります。	●地域東部は、鉄道の利用環境の充実 ●地域西部は、バス路線の移動手段の確保 ●事業中の都市計画道路の整備推進	⑧ ⑧ ⑤	●関係機関との協働による環境整備 ●（都）郷東檀紙西線の整備推進 ●（都）香西東町香西南町線の整備推進	●（都）郷東檀紙西線の整備 ●（都）香西東町香西南町線の整備
ゾーン	商業・業務施設の立地促進（商業・業務地区）	●主要地方道高松王越坂出線沿道などは、日常に関する便利施設や業務施設の立地を誘導します。	●歴史的景観に配慮したまちなみの形成 ●商業・業務機能、居住機能、公共公益機能の充実 ●密集市街地の解消等による居住環境の改善	⑤ ① ⑤	●景観計画による規制・誘導の検討 ●周辺環境を阻害する屋外広告物の規制（色彩、形態等の制限） ●土地利用の実態に応じた用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導	●用途地域 ●景観計画 ●地区計画 ●屋外広告物条例
	周辺の住環境に配慮した工業地の形成（工業地区）	●木材団地など地域北東部に見られる既存及び新規工業地は、工業の振興を図るとともに、周辺の住環境や営農環境へ配慮した土地利用を推進します。	●周辺の住環境及び自然景観に配慮した工業施設の適切な誘導	⑩	●景観計画による規制・誘導の検討	●景観計画
	田園環境の保全（農村環境保全地区）	●農地と住宅が混在する地域では、農地との調和による秩序ある土地利用を誘導します。	●小規模な敷地での宅地化の進行による田園環境の悪化の防止	⑩	●特定用途制限地域による建物用途・形態規制及び開発許可基準の見直し	●特定用途制限地域 ●開発許可 ●形態規制
	緑地環境の保全（自然環境保全地区）	●五色台など地域西部の大部分を占める山地部では、自然環境や自然景観の保全や森林の育成を図ります。	●良好な自然環境を有する山林への宅地化の防止	⑩	●特定用途制限地域による特定の用途の建築物等の規制と高さ制限	
	産業構造の変化等に対応した瀬戸内海の景観の保全（シーフロントゾーン）	●シーフロントゾーンは、産業構造の変化等に対応し、文化・観光・産業の更なる振興や経済の活性化など、地域の状況に沿った都市機能の立地促進や、瀬戸内海の景観の保全に努めます。	●産業構造変化への対応 ●シーフロントにふさわしい景観の維持・保全	⑩ ⑤	●土地利用の実態に応じた用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導	●用途地域 ●地区計画 ●景観計画



(7) 西部南地域 (国分寺)

	まちづくりの方向性	施策の概要	施策の方向性	施策体系	施策の実現に向けて	
					事業手法	規制誘導手法
拠点	生活交流拠点の形成	●国分寺総合センター周辺の生活交流拠点は、農地等の未利用地の有効活用を図り、医療・福祉や行政サービス機能の向上、商業・業務機能が充実し、バリアフリーに配慮した拠点づくりに努めます。	●鉄道駅との連携強化 ●農地等の未利用地は都市的土地利用への転換を促進 ●居住機能、公共公益機能、商業・業務機能の充実	⑦ ⑩ ①	●土地利用の実態に応じた用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導	●用途地域 ●地区計画 ●都市機能誘導区域 ●居住誘導区域
		●生活交流拠点に近接する端岡駅は、駅周辺整備を検討し利便性の向上を図ります。	●端岡駅のアクセス性の向上や列車運行の改善	⑦	●駅南口の設置、アクセス道路、駅前広場整備 ●列車運行等の関係機関への働きかけ	
	産業拠点の形成	●羽間地区周辺の既存工業地は、産業の振興に努めるとともに、周辺の居住環境や営農環境へ配慮した工業団地の形成に努めます。	●周辺の自然環境に配慮した工業施設の適切な誘致 ●高速道路や幹線道路への利便性の高さを活かした流通・業務系施設の適切な誘致	⑩ ⑩	●用途地域の指定による規制・誘導の検討	●用途地域
	歴史・文化・自然拠点の形成	●讃岐国分寺跡など史跡を中心とした風情あるまちなみ景観の形成に努めます。	●観光施設を訪れる来訪者などに対する利便性の向上	⑬	●史跡周辺の案内用看板の設置や道路整備の推進	
			●讃岐国分寺跡や法華寺の周辺及び背景となる田園、山林の景観の維持 ●周辺環境にそぐわない建築物の立地の防止	⑬ ⑬	●景観形成重点地区の指定による規制	●景観計画
スポーツ・レクリエーション拠点の形成	●橋ノ丘総合運動公園周辺は、周辺の自然環境に配慮しながら、魅力ある公園としてスポーツ・レクリエーション機能の充実を図ります。	●地域内外の利用者への利便性向上 ●魅力ある施設の充実	⑫ ①	●公園内の施設の充実		
連携軸	歩行者ネットワークの形成	●自然観察、野外生活体験、健康ウォークなどの空間として積極的に活用するため、歴史施設等を結ぶネットワークの形成に努めます。 ●遍路道の保全を図ります。	●歴史文化資源をネットワークする自然散策路の形成 ●国分寺と白峯寺を結ぶ遍路古道の保全	⑤ ⑤	●史跡指定、重要文化的景観及び景観計画区域の指定	●景観計画
	連携軸の強化	●バリアフリーに配慮し、主要鉄道駅までの利便性の向上、利用促進に努めます。 ●生活交流拠点(国分寺総合センター周辺)と他地域を結ぶ幹線道路の渋滞解消など道路の整備を図ります。	●コミュニティバス路線等の移動手段の確保 ●主要な幹線道路の渋滞解消	⑧ ⑫	●関係機関との協働による環境整備 ●主要な幹線道路の交差点改良等の促進	●主要な幹線道路の交差点改良等
ゾーン	商業・業務施設の立地促進(商業・業務地区)	●国分寺総合センター周辺、主要地方道高松善通寺線沿道は、日常に関する利便施設や業務施設の立地を誘導します。	●商業・業務機能、居住機能、公共公益機能の充実	①	●土地利用の実態に応じた用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導	●用途地域 ●地区計画
	利便性の高い住宅地の形成(一般住宅地区)	●JR予讃線と国道11号に挟まれた地域や国道11号以南は、公共施設や小規模な店舗や事務所などの立地を許容する地区としての住環境の保全を図ります。 ●JR予讃線と国道11号に挟まれた地域における適正な土地利用を誘導します。	●公共施設や小規模な店舗や事務所などの立地した住宅地の維持・保全 ●農地等の未利用地は都市的土地利用への転換を促進	⑤ ⑩	●地区のルールづくり(地区計画)による地区の魅力づくり	●地区計画
	低層でゆとりと魅力ある住宅地の維持・保全(専用(低層)住宅地区)	●JR予讃線以北は、駅から近い利便性を活かすと共に、戸建て住宅を中心とした低層でゆとりと魅力ある住宅地の維持・保全を図ります。 ●市街地南部の住宅団地など戸建て住宅が多く見られる地域は、低層でゆとりある居住環境の維持・保全を図ります。	●現在の良好な住環境の維持・保全	⑤	●地区のルールづくり(地区計画)による地区の魅力づくり	●地区計画
	道路利用者及び周辺地域の生活利便性の向上(工業・沿道サービス地区)	●国道11号、主要地方道国分寺中通線、主要地方道高松善通寺線沿道等は、工業やサービス業施設を誘導し、道路利用者の利便性を向上させるとともに周辺地域の生活利便性の向上を図ります。	●国道11号、主要地方道国分寺中通線、主要地方道高松善通寺線沿道等は、周辺の田園景観に配慮しながら沿道サービス施設の適切な誘導	⑫	●地区のルールづくり(地区計画)による良好な沿道環境の確保 ●景観に関する条例等による周辺環境を阻害する屋外広告物の規制(色彩、形態等の制限)	●地区計画 ●景観計画 ●屋外広告物条例
	田園環境の保全(農村環境保全地区)	●農地と住宅が混在する地域では、農地との調和による秩序ある土地利用を誘導します。	●小規模な敷地での宅地化の進行による田園環境の悪化の防止	⑩	●特定用途制限地域による建物用途・形態規制及び開発許可基準の見直し	●特定用途制限地域 ●開発許可 ●形態規制
	緑地環境の保全(自然環境保全地区)	●低地部を囲む山地部では、自然環境や自然景観の保全や森林の育成を図ります。	●良好な自然環境を有する山林への宅地化の防止	⑩	●特定用途制限地域による特定の用途の建築物等の規制と高さ制限	



(8) 南部地域 (香川・香南)

	まちづくりの方向性	施策の概要	施策の方向性	施策体系	施策の実現に向けて	
					事業手法	規制誘導手法
拠点	生活交流拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●香川総合センター周辺の幹線道路沿道の生活交流拠点は、農地等の未利用地の有効活用を図り、施策の概要商業・業務施設などの生活利便施設が立地する利便性が高く、バリアフリーに配慮した拠点づくりに努めます。 ●香川北地区周辺の生活交流拠点は、農地等の未利用地の有効活用を図り、生活利便施設が立地する利便性が高くバリアフリーに配慮した拠点づくりに努めます。 ●香南支所周辺の生活交流拠点は、農地等の未利用地の有効活用を図り、商業・業務施設などの生活利便施設が立地する利便性が高くバリアフリーに配慮した拠点づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道駅との連携強化 ●農地等の未利用地は都市的土地利用への転換を促進 ●居住機能、公共公益機能、商業・業務機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ ⑩ ① 	<ul style="list-style-type: none"> ●土地利用の実態に応じた用途地域の新規指定、用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●用途地域 ●地区計画 ●都市機能誘導区域 ●居住誘導区域
	産業拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●工業地域は、既存の工業地を中心として産業の振興に努めるとともに、周辺の居住環境や営農環境へ配慮した土地利用の促進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の住環境及び自然景観に配慮した工業施設の適切な誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区計画
	歴史・文化・自然拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●竜桜公園周辺は、水と緑が感じられる景観、交流空間づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地に隣接するうおい空間としての維持保全 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観計画による規制・誘導の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観計画
		<ul style="list-style-type: none"> ●田渡池自然公園周辺は、良好な自然環境の保全・活用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●田渡池自然公園周辺の自然環境の悪化の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定用途制限地域による特定の用途の建築物等の規制 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定用途制限地域
<ul style="list-style-type: none"> ●冠纓神社や天福寺など歴史、文化的資源の保全と有効活用に努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> ●地域の資源、良好な環境を詳細に調査し、その資源の保全・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 			
スポーツ・レクリエーション拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●さぬき空港公園、りんくうスポーツ公園等においては、レクリエーション空間の確保の外、公園や児童館を活用した子育て拠点づくりを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域内外の利用者への利便性向上 ●魅力ある施設の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ ① 	<ul style="list-style-type: none"> ●公園整備及び公園内の施設の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●公園整備事業 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●香南アグリームにおいては、農業体験、料理体験、工芸体験を通じた農村地域とのふれあい空間の形成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●香南アグリームの地域内外へのPRと利用者の利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ 			
連携軸	歩行者ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民に親しまれる環境軸として、香東川の水辺景観の保全を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●身近にふれることのできる親水空間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ●親水公園の整備検討 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●香東川サイクリングロード、高松空港周辺、香川総合センター、香南支所周辺などに多数ある地域資源のネットワーク形成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●既存施設の活用及び環境整備によるサイクリングロードの利用者の快適性の向上 ●香東川、香川総合センター、香南支所、高松空港等をつなぐ路線の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ ⑫ 	<ul style="list-style-type: none"> ●サイクリングロードの確保 	
	連携軸の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリーに配慮した公共交通機関の利用環境の充実とバスの利用促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティバス路線等の移動手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との協働による環境整備 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●南部地域の東西軸の強化に努めるとともに、南北軸の強化、地域高規格道路高松空港連絡道路の整備促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域高規格道路高松空港連絡道路の整備 ●主要地方道三木綾川線を補完する道路の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ ⑫ 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域高規格道路高松空港連絡道路の整備促進 ●主要地方道三木綾川線バイパスルート(仮称)構想の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域高規格道路高松空港連絡道路 ●主要地方道三木綾川線バイパスルート(仮称)構想
ゾーン	商業・業務施設の立地促進 (商業・業務地区)	<ul style="list-style-type: none"> ●香川総合センター周辺や一般県道高松香川線沿道などは、日常に関する利便施設や業務施設の立地誘導を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●商業・業務機能、居住機能、公共公益機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ① 	<ul style="list-style-type: none"> ●土地利用の実態に応じた用途地域の新規指定、用途地域の見直しや地区計画等の指定による適正な土地利用の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●用途地域 ●地区計画
	利便性の高い住宅地の形成 (一般住宅地区)	<ul style="list-style-type: none"> ●香川北地区周辺、香南支所や道の駅周辺の北側や南側に沿道から連担して住宅等が見られる地域などは、公共施設や小規模な店舗や事務所などの立地を許容する住宅地として、住環境を保全します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設や小規模な店舗や事務所などの立地した住宅地の維持・保全 ●農地等の未利用地は都市的土地利用への転換を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ ⑩ 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区のルールづくり(地区計画)による地区の魅力づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区計画
	道路利用者及び周辺地域の生活利便性の向上 (工業・沿道サービス地区)	<ul style="list-style-type: none"> ●国道193号沿道、主要地方道三木綾川線沿道などは、工業やサービス業施設を誘導し、道路利用者の利便性の向上及び周辺地域の生活利便性の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国道193号沿道、主要地方道三木綾川線沿道などは周辺の田園環境に配慮しながら沿道サービス施設の適切な誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区のルールづくり(地区計画)による良好な沿道環境の確保 ●景観に関する条例等による周辺環境を阻害する屋外広告物の規制(色彩、形態等の制限) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区計画 ●景観計画 ●屋外広告物条例
	地域資源の保全及びレクリエーション機能の充実 (公園緑地・アメニティ地区)	<ul style="list-style-type: none"> ●さぬき空港公園及びさぬきこどもの国は、周辺の自然環境に配慮しながら、魅力ある公園としてスポーツ・レクリエーション機能の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域内外の利用者への利便性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ 	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ・レクリエーション機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●公園整備事業(さぬき空港公園及びさぬきこどもの国の整備促進)
	田園環境の保全 (農村環境保全地区)	<ul style="list-style-type: none"> ●優良農地の保全と住環境の保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模な敷地での宅地化の進行による田園環境の悪化の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定用途制限地域による建物用途・形態規制及び開発許可基準の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定用途制限地域 ●開発許可 ●形態規制



附属資料

- ・ 市民意識調査の結果概要
- ・ 説明会のまとめ
- ・ 用語解説



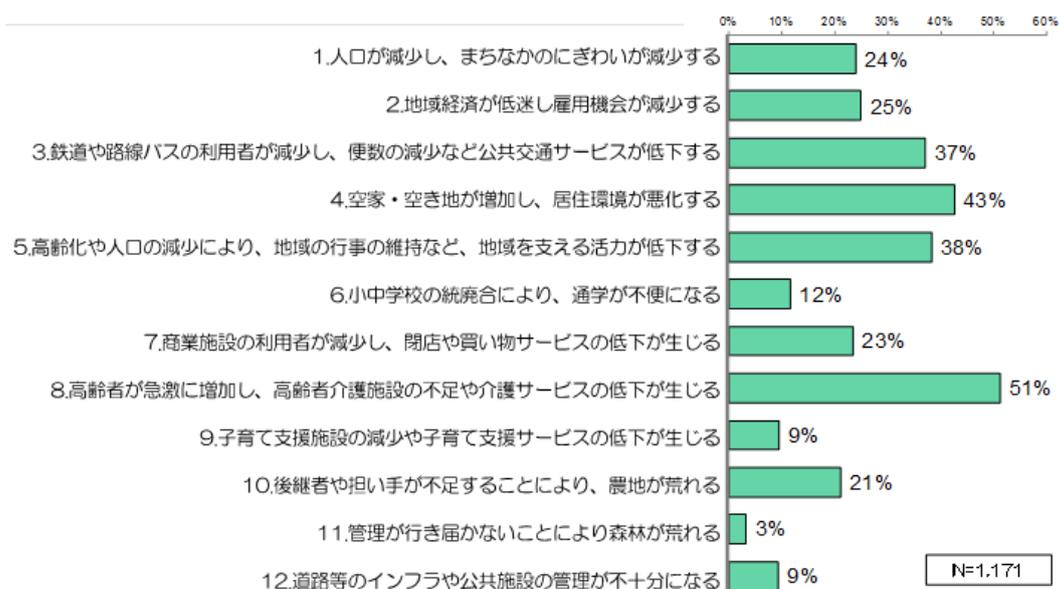
・市民意識調査の結果概要

多核連携型コンパクト・エコシティに関する設問（コンパクトで持続可能なまちづくりに向けたアンケート調査抜粋）は、下記のとおりです。

●市民アンケート調査の概要

実施概要	
調査対象	20歳以上の高松市民（住民基本台帳から3,000人を校区ごとに抽出）
調査実施期間	平成28年2月11日～2月25日
実施方法	郵送による配布・回収
回収数	1,182部
回収率	39.4%

人口減少、少子・高齢社会において懸念される問題

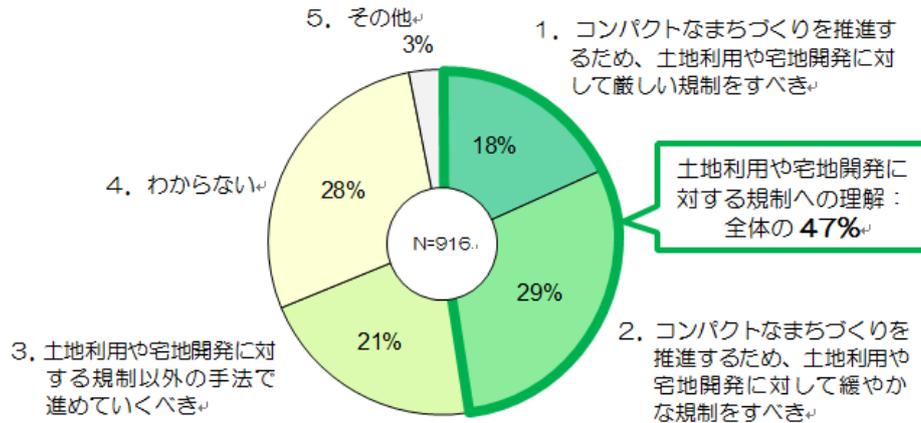


☞ 人口減少、少子・高齢社会において懸念される問題では、「高齢者が急激に増加し、高齢者介護施設の不足や介護サービスの低下が生じる（51%）」とする回答が最も多く、回答者の約半数を占めています。

次いで「空家・空き地が増加し、居住環境が悪化する（43%）」、「高齢化や人口の減少により、地域の行事の維持など、地域を支える活力が低下する（38%）」、「鉄道や路線バスの利用者が減少し、便数の減少など公共交通サービスが低下する（37%）」の順となっています。

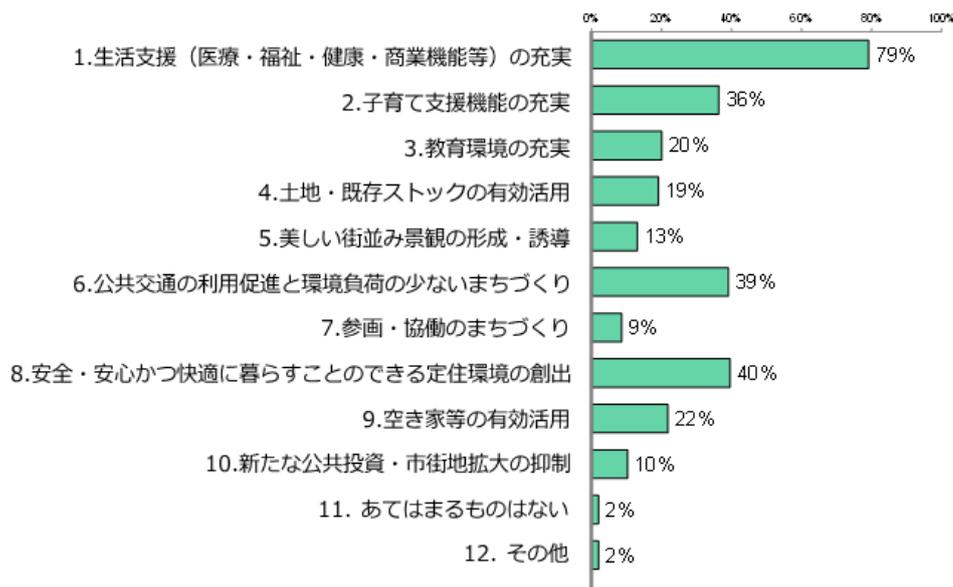


多核連携型コンパクト・エコシティの進め方



「コンパクトなまちづくりを推進するため、土地利用や宅地開発に対して緩やかな規制をすべき（29%）」とする回答が最も多くなっており、「コンパクトなまちづくりを推進するため、土地利用や宅地開発に対して厳しい規制をすべき（18%）」とする回答と合わせると、全体の47%を占め、土地利用や宅地開発に対する規制については、約半数がコンパクトなまちづくりの推進のために一定の理解を示しているということが読み取れます。

多核連携型コンパクト・エコシティの推進において力を入れるべき施策



多核連携型コンパクト・エコシティの推進において力を入れるべき施策としては、「生活支援（医療・福祉・健康・商業機能等）の充実（79%）」とする回答が最も多く、次いで、「安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出（40%）」、「公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり（39%）」、「子育て支援機能の充実（36%）」の順となっています。



・説明会のまとめ

(9) 説明会等の開催状況

平成29年度に実施した高松市立地適正化計画（仮称）【素案】説明会等の開催概要は下記のとおりです。

説明会等	日程	回数 (回)	参加人数 (人)	意見総数 (件)
説明会	4/25～ 5/31	15カ所 (16回)	287	90
市政出前ふれあいトーク（多肥）	5/18	1	42	
市政出前ふれあいトーク（香南）	5/24	1	14	
市政出前ふれあいトーク（円座）	7/25	1	54	
医師会説明会	7/11	1	31	
建築関係事業者向け説明会	8/4	2	35	

(10) 説明会等の意見概要

説明会等の意見（抜粋）については、下記のとおりです。

項目	御意見
都市機能誘導区域について	・コンパクト化を進めるとサービス低下にならないか。
居住誘導区域について	・誘導区域以外に住んではいけないのか。
公共交通について	・拠点間のつなぎ方はどうやって決めるのか。 ・区域外から拠点への移動はどう確保するのか。 ・公共交通の再編はどうなるのか。 ・交通空白地域についてはどう考えているのか。
誘導施策について	・罰則規定がないのに拡大抑制ができるのか。強制力がないと拡大は止められないのではないのか。 ・誘導区域以外は建物が建てられないのか。区域外の規制は考えるのか。 ・空き家対策予算を増やしてほしい。 ・空き家や解体、居住誘導区域内の土地購入の支援が必要ではないか。 ・現在、郊外部には特定用途制限地域が指定されているが、その見直しや新たな規制を検討しているのか。
誘導区域外について	・区域外（庵治・牟礼・塩江）に対する考え方は。 ・区域外の過疎化が加速するのではないか。



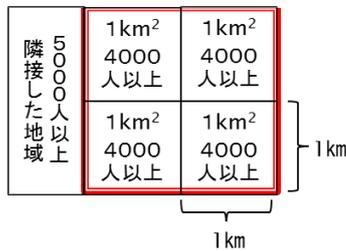
・用語解説

アルファベット

DID

人口集中地区のことで、国勢調査基本単位区等を基礎単位として、①「原則として人口密度が1平方キロ当たり4,000人以上の基本単位区が市区町村の境域内で互いに隣接」かつ、②「それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域」のこと。

* DID(人口集中地区)イメージ



ICT

Information and Communications Technologyの略。情報通信技術のこと。

LRT

ライト・レール・トランジット (Light・Rail・Transit) の略。従来の路面電車が高度化され洗練化された路面公共交通機関。ライトレールとも呼ばれ、近年欧米で普及しつつある。

MICE

企業等の会議、研修旅行、国際会議、見本市やイベント等、多くの集客交流が見込まれる、ビジネスイベント等の総称。

PDCA サイクル

Plan (計画) – Do (実行) – Check (評価) – Act (改善) の各プロセスで計画の進捗状況をチェックし、必要に応じて見直しを行う管理手法。計画内容の維持、向上及び継続的な実施を促進する。PDCAは「Plan Do Check Act」の略。

UIJ ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する形態の総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地域へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

あ行

インセンティブ

人の意欲を引き出すために、外部から与える刺激。行動を促す動機付けを意味する。

か行

学術研究拠点

研究開発や新規産業創出の拠点。
香川インテリジェントパークを指す。

合併処理浄化槽

し尿と生活排水を併せて処理する設備又は施設。河川、水路等の公共用水域の水質が改善されるもの。

開発許可

建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更(開発行為)を行う者が受けなければならない許可。



街路事業

都市計画法に基づいた道路等を都市計画事業として整備する事業。

既存ストック

都市における既存ストックとは、今まで整備されてきた道路、公園、下水道や公共施設、建築物等の都市施設のこと。

急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を生じる恐れのある箇所。

建築確認

建築物の建築等を行う前に、当該計画が建築基準関係規定に適合していることについて建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けること。

広域交流拠点

商業・業務機能の拡充、賑わい空間の創出、まちなか居住の推進及び交通機能の強化などにより、高次・複合型の都市機能の集積・更新を図る拠点。

交通系 IC カード

日本の乗車カードのうち、非接触型 IC カード方式を採用している電子マネー機能付き乗車カードのこと。

交通結節拠点

各交通手段などが集結する地点において拠点となる鉄道駅のこと。

さ行

サイクルアンドバスライド

バス停周辺に設置した駐車場に自転車を駐輪し(サイクル)、そこからバスに乗り換え(バスライド)、通勤等を行う交通施策上の手法。

サイクルアンドライド

駅周辺に設置した駐輪場に自転車を駐輪し(サイクル)、そこから電車に乗り換え(ライド)、通勤等を行う交通施策上の手法。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域と、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。都市施設の整備や市街地開発事業が優先的に実施され、用途地域が適用される。

平成 16 年 5 月に香川県全域で線引きを廃止しており、本市に市街化区域はなく、用途地域の指定のみ。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域では原則として、用途地域を定めず、開発行為などが制限される。

平成 16 年 5 月に香川県全域で線引きを廃止しており、本市に市街化調整区域はない。

シティプロモーション

自治体が地元の魅力を売り込む営業活動。

浸水想定区域

河川が氾濫した場合に想定される浸水区域と水深。



スプロール化

都市の急激な発展で、市街地が無計画に郊外に広がっていく現象。

生活交流拠点

地域の日常生活に欠くことのできない各種サービス機能を提供する集約拠点としての環境づくりを効果的に行うなど、市民生活に身近なまちづくりを進める拠点。

線引き

1つの都市計画区域を、市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。

平成16年5月に香川県全域で線引きを廃止しており、本市に線引きはない。

総合計画

地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置付けられる計画である。長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれる。

本市では、平成28年3月に第6次高松市総合計画を策定。

総合センター

地域における行政組織の中核として、福祉サービスや相談業務を充実させる地域の総合的な窓口。

総合都市交通計画

高松市の目指す「快適で人にやさしい都市交通の形成」を具体化するため、将来を見据えた、本市にふさわしい交通体系を構築する上での施策の方針等を定めた計画。

本市では、平成22年11月に高松市総合都市交通計画を策定。

た行

多核連携型コンパクト・エコシティ

都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境共生都市のこと。

高松市では、平成20年12月策定の高松市都市計画マスタープランにおいて、多核連携型コンパクト・エコシティを掲げた。

地域公共交通網形成計画

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築のため、地域の公共交通の在り方や住民・交通事業者・行政の役割を定めた計画。

本市では、平成27年3月に、高松市地域公共交通網形成計画を策定。

地域交流拠点

地域の特性にふさわしい一定規模以上の商業・医療・産業環境や行政サービス機能の確保・向上を図る拠点。

地域交流センター

地域情報の収集・発信、行政サービスの提供、交流の促進などの機能を有した施設。

地域包括ケア

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられることを目的とした、地域の包括的な支援・サービス提供。

**小さな拠点**

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所などの生活サービスや地域活動の場をつなぎ、人、もの、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい集落地域の仕組みをつくり、人口が減少しても人々の生活が守られ、地域に住み続けられることを目指す取組。

超高齢社会

高齢化率（総人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合）が21%を超えた社会。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない区域において、良好な環境の形成又は保持するために行われる土地利用規制。

都市基盤

道路、下水道など都市の様々な生活の基本となるもの。

都市計画区域

都市計画法その他の関連法令の適用を受けべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

都市計画マスタープラン

地域の特性に応じて良好な都市環境を目指すため、市町村を超える広域的見地から、都道府県が策定するもので、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画。本市では、平成29年8月に高松市都市計画マスタープランを改定。

都市構造再編集中支援事業

「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内（概ね5年）の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

都市再生特別措置法

少子・高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等を定めた法律。

な行**農地転用**

農地を宅地など他の用途に転換すること。

は行**パークアンドバスライド**

駅周辺に設置した駐車場にマイカーを駐車し（パーク）、そこからバスに乗り換え（バスライド）、通勤等を行う交通施策上の手法。

パークアンドライド

駅周辺に設置した駐車場にマイカーを駐車し（パーク）、そこから電車に乗り換え（ライド）、通勤等を行う交通施策上の手法。



ファシリティマネジメント

土地・建物・設備を対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設にかかる経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動。

フィーダー

フィーダー (feeder) とは、河川の支流という語源から、交通機関の支線のことを指す。幹線交通に交通を集中したり、幹線交通から交通を分散したりする役割を持つ。鉄道の場合には、バスやタクシー等の端末交通が、道路では幹線道路に接続する補助幹線道路や区画道路がこの役割を担う。

ま行

まちづくり戦略計画

第6次高松市総合計画の基本構想に掲げる本市の目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を実現するべく、6つのまちづくりの目標達成に向けて取り組む主要な施策や事業などについて、実施年度・事業量などを具体化した短期的な実施計画。

まちなかループバス

JR・ことでの駅、商店街、総合病院、市立図書館などの主要な施設を東西双方向に廻るバス。

や行

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等良好な営農条件を備えた農地。

用途地域

良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さ等の形態を規制、誘導する制度。

ら行

立地適正化計画

都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能施設の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。平成26年8月に都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、住宅及び都市機能施設の立地の適正化を図るために市町村が作成・公表する。

多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画

平成 25(2013)年 2 月 策定

平成 30(2018)年 4 月 改定

令和 7(2025)年 6 月 改定

高松市 都市整備局 都市計画課

高松市番町一丁目 8 番 15 号

TEL 087-839-2455 FAX 087-839-2452
